
第 5 次 広 陵 町 総 合 計 画

(総論編・基本構想編 素案)

令和 3 年 8 月現在
広 陵 町

第5次広陵町総合計画（骨子案）
目 次

<総論編>

第1章	第5次総合計画の概要	1
------------	-------------------	----------

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の構成と期間	2
(1)	計画の構成	2
(2)	計画の期間	2
3	総合計画と総合戦略の関係	3

第2章	まちづくりを取り巻く現状と課題	5
------------	------------------------	----------

1	国内の社会経済動向	5
(1)	今後さらに加速する人口減少・超高齢社会の進行	5
(2)	期待が高まる「Society5.0（超スマート社会）」の実現	6
(3)	飛躍的に高まる危機管理能力の強化の重要性	7
(4)	脱炭素社会の実現に向けた取組みの広がり	8
(5)	地方創生においても重要な「持続可能な開発目標（SDGs）」の推進	9
(6)	今後の財政構造の変化等に対応した行政運営の推進	10
2	まちの概況	13
(1)	位置・地勢	13
(2)	沿革	14
(3)	人口の動向	15
(4)	産業の動向	17
(5)	行財政の動向	19
3	将来人口の推計結果	22
4	まちづくりに関する住民の意見	24
5	今後のまちづくりにおける主要課題	30

<基本構想編>

第3章	基本構想	32
------------	-------------	-----------

1	まちの将来像	32
2	まちづくりの基本理念	33
3	まちづくりの基本目標	34
	【目標1】自然と人が調和したまち	34
	【目標2】生活基盤が充実したまち	34
	【目標3】次世代を担う子どもが輝けるまち	35
	【目標4】誰もが安全・安心して暮らせる充実したまち	36
	【目標5】地域のきずなを深め、表現豊かな力強いまち	37
	【目標6】地域が活性化するまち	38
4	自治体経営の基本方針	39

<基本計画編>

第4章 基本計画

- 1 重点プロジェクト（第2次広陵町まち・ひと・しごと創生総合戦略）-----
- 2 施策の体系-----
- 3 分野別計画編-----
- 【基本政策1】自然と人が調和したまち-----
 - (1) 公園・緑地-----
 - (2) 環境保全-----
 - (3) 環境衛生-----
- 【基本政策2】生活基盤が充実したまち-----
 - (1) 市街地整備・土地利用・景観-----
 - (2) 住宅-----
 - (3) 上・下水道-----
- 【基本政策3】次世代を担う子どもが輝けるまち-----
 - (1) 子育て支援-----
 - (2) 青少年育成-----
 - (3) 学校教育-----
- 【基本政策4】誰もが安全・安心に暮らせる充実したまち-----
 - (1) 消防・防災-----
 - (2) 防犯・消費者対策・交通安全-----
 - (3) 保健・医療-----
 - (4) 高齢者支援-----
 - (5) 障がい者支援-----
 - (6) 地域福祉-----
 - (7) 社会保障-----
- 【基本政策5】地域のきずなを深め、表現豊かな力強いまち-----
 - (1) 生涯学習-----
 - (2) 地域コミュニティ-----
 - (3) スポーツ-----
 - (4) 文化芸術・歴史-----
 - (5) 人権・非核平和・男女共同参画-----
- 【基本政策6】地域が活性化するまち-----
 - (1) 農業-----
 - (2) 地域経済-----
 - (3) 観光・交流-----
- 4 自治体経営編-----
- 【基本政策】健全で効果的・効率的な行財政運営の推進-----
 - (1) 行政運営-----
 - (2) 財政運営-----
 - (3) 公共施設マネジメント-----
 - (4) 協働・連携-----
- 5 計画の推進方策-----

第1章 第5次総合計画の概要

1 計画策定の趣旨

総合計画は、地域住民の日々の暮らしにとって最も身近な行政機関である市区町村における最上位の行政計画であり、概ね10から20年後を見据えた中で、本町が町全体として目指すべき将来像やその実現に向けて骨格となるまちづくりの基本的な方針等を掲げ、総合的かつ計画的に行財政運営を推進していくための指針をなすものです。

本町では、平成24（2012）年度に、基本構想（平成24（2012）から令和3（2021）年度まで）と前期基本計画（平成24（2012）から平成28（2016）年度まで）からなる第4次広陵町総合計画「みんなの広陵元気プラン」を策定し、同構想に掲げた将来像「人にやさしい、人がやさしい、元気なまち・広陵町」の実現に向けて総合的かつ計画的なまちづくりを進めてきたところです。また、平成29（2017）年度からは後期基本計画（平成29（2017）から令和3（2021）年度まで）に基づき、様々な分野で施策を推進してきました。

基本構想の計画期間が開始して以降、本町を取り巻く社会経済情勢は、我が国全体がかつて経験したことのない人口減少・超少子高齢社会へと移行が進むとともに、他国での経済変動や情勢変化が地域社会にも多大な影響を及ぼすグローバル化の著しい進展、これまでの想定を大きく上回る規模の台風や集中豪雨等による災害発生など、多岐にわたり、大きな変化を続けています。

本町においても、このような社会経済情勢の変化による影響は避けられず、また、高齢化の進展に伴う人口構造の変化が徐々に進行し、このままの状況で推移した場合、将来的に人口が本格的な減少局面に転じると予測されることから、従来のような右肩上がりに発展・拡大することを前提としたまちづくりの考え方を適切に見直し、現時点から今後予測される様々な課題に備えておかなければならない時期を迎えています。

そこで、本町が現に直面している地域課題の解決はもとより、変化を続ける社会経済情勢や多様化する住民ニーズなどに対応したまちづくりを総合的かつ計画的に推進するための新たなまちづくりの指針として、「第5次広陵町総合計画」を策定することとしました。また、本町では令和3年6月1日から広陵町自治基本条例を施行し、住民自治を基盤とした本町のまちづくりを進めていく自治体の基本規範としての基本ルールを定め、その条例においても条例に定める基本理念及び基本方針に基づき、町の最上位計画となる総合計画を策定するものとしています。

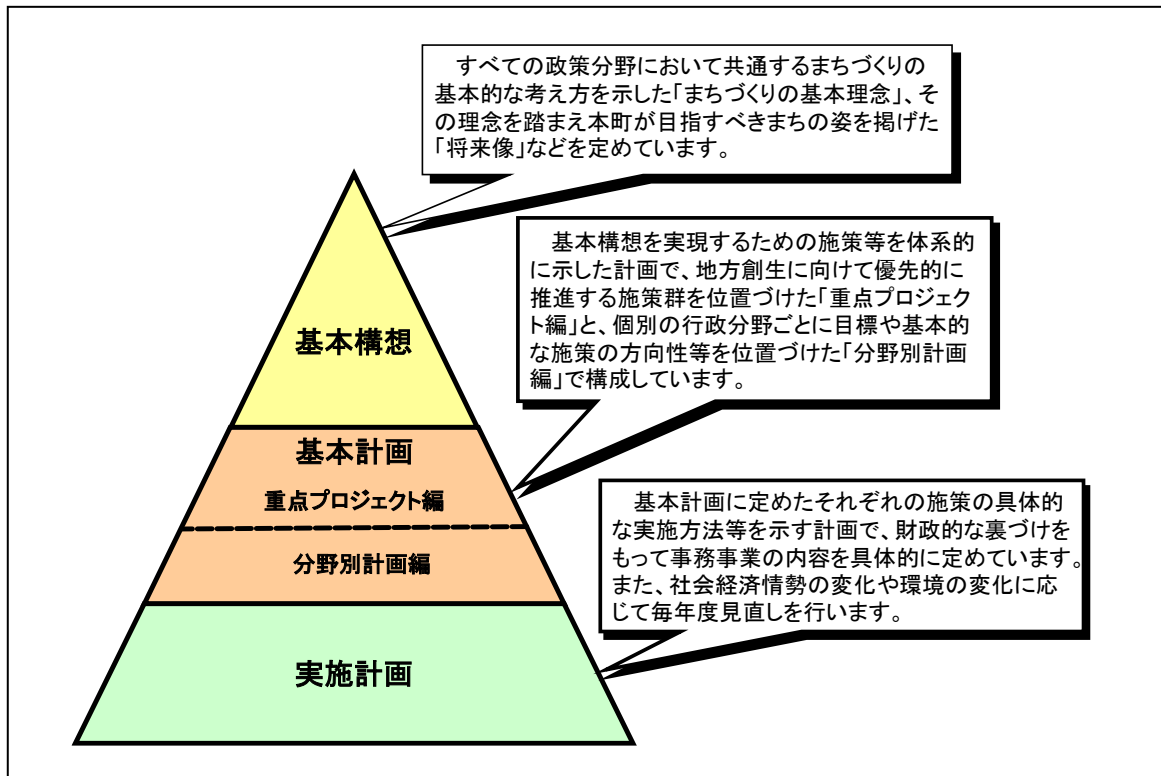
本計画は、本町に住み・働き・学ぶ人たちが一丸となって実現を目指すまちの将来像や、その実現に向けた施策の基本的な方向性等を示し、より多くの人たちから「住み続けたい」、「住んでみたい」、「また訪れてみたい」と強く支持され、次世代に誇りと自信を持って継承できる未来への希望に満ちた広陵の実現を目的とするものです。

2 計画の構成と期間

(1) 計画の構成

第5次広陵町総合計画は、本町が総合的かつ計画的なまちづくりを推進していくための最上位に位置づけられる計画として、「基本構想」、「基本計画」及び「実施計画」の3層で構成します。

図表 第5次広陵町総合計画の構成



(2) 計画の期間

第5次広陵町総合計画の計画期間について、基本構想は令和4（2022）年度から令和15（2033）年度までの12年間、基本計画は前期4年間、中期4年間及び後期4年間に分けることとし、令和4（2022）年度を初年度とする前期基本計画の計画期間は、令和4（2022）年度から令和7（2025）年度までとします。

また、実施計画の計画期間は1期3年間としますが、施策や事業の実効性（地域課題の解決に向けた高い効果）を確保するため、ローリング方式により毎年度見直しを行います。

図表 第5次広陵町総合計画の計画期間

年度	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	R9年度 (2027)	R10年度 (2028)	R11年度 (2029)	R12年度 (2030)	R13年度 (2031)	R14年度 (2032)	R15年度 (2033)
基本構想	基本構想:12年間											
基本計画	前期基本計画:4年間				中期基本計画:4年間				後期基本計画:4年間			
実施計画	1期:3年間			1期:3年間			1期:3年間			毎年度見直し		

3 総合計画と総合戦略の関係

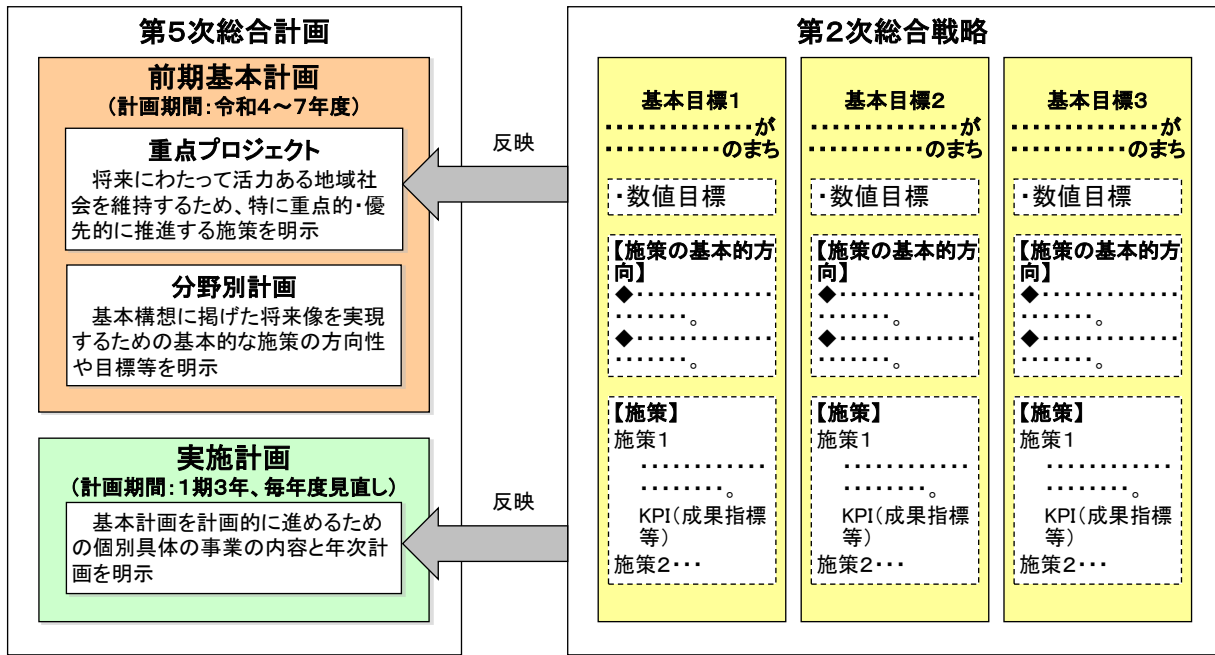
国では、将来にわたって人口減少問題の克服と成長力の確保を目指した地方創生の実現に向け、まち・ひと・しごと創生法を制定し、平成 26 (2014) 年 12 月に日本全体の人口の現状と将来の展望を示した「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」と、それを踏まえた今後 5 か年の施策の方向等を示した「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を閣議決定しました。

これを受け、地方自治体では、国の長期ビジョン及び総合戦略を勘案し、平成 27 (2015) 年度中に、地方自治体における人口の現状と将来展望を示した「地方人口ビジョン」及び、地域の実情に応じた今後 5 か年の施策の方向等を示した「地方版総合戦略」の策定に努めることが求められました。

本町では、平成 28 (2016) 年 3 月に「広陵町人口ビジョン」及び「(第 1 次) 広陵町まち・ひと・しごと創生総合戦略 (計画期間:平成 27 (2015) から令和元 (2019) 年度) まで」を策定しました。その後、令和 4 (2022) 年度を開始年度とする「第 5 次総合計画」と「第 2 次総合戦略」を一体化することで、双方が連動した効果的・効率的な施策を推進できるようにするため、第 1 次総合戦略を改訂し、その計画期間を令和 3 (2021) 年度まで 2 年間延長しました。

第 5 次総合計画のうち、前期基本計画 (計画期間:令和 4 (2022) から令和 7 (2025) 年度まで) では、併せて今回改訂する人口ビジョンに基づく長期的な展望を踏まえつつ、選択と集中のもと、人口減少問題への対応や地域経済の活力の維持・増進など、今後も引き続き、本町としても喫緊に取り組まなければならない地方創生に主眼を置いた施策群を「重点プロジェクト」として明確に位置づけています。

図表 第5次総合計画と第2次総合戦略の関係



第2章 まちづくりを取り巻く現状と課題

本項では、第5次総合計画策定の背景として、近年や将来的に予測されている国内の社会経済動向、本町の人口動向や産業構造等の概況及び将来人口の推計結果を整理した上で、今後のまちづくりに向けて本町が特に注視すべき主要課題を明らかにしています。

1 国内の社会経済動向

(1) 今後さらに加速する人口減少・超高齢社会の進行

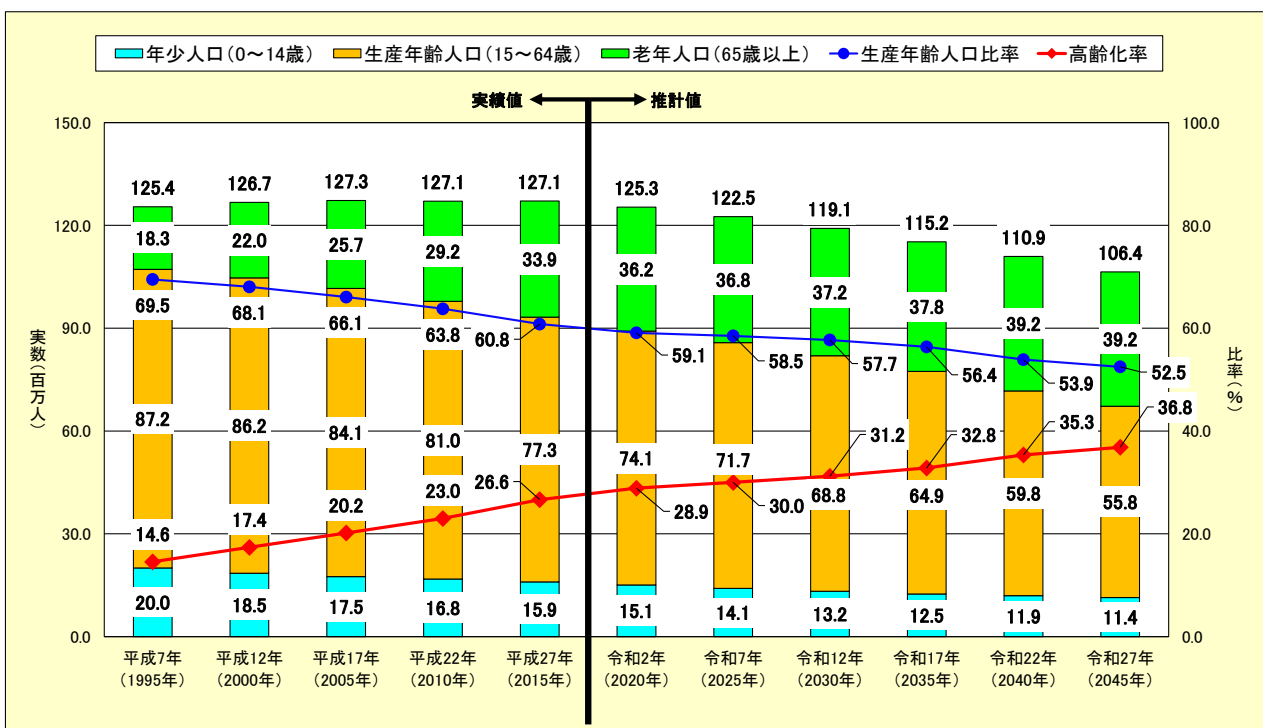
国立社会保障・人口問題研究所の「日本の将来推計人口（平成29（2017）年推計、出生・死亡中位）」によると、平成27（2015）年の国勢調査時点で約1億2,710万人であった総人口は、今後、長期にわたる減少局面で推移し、30年後の令和27（2045）年には約1億640万人、対平成27（2015）年比で約2,070万人（16.3%）減少すると予測されています。

年齢階層別にみると、地域経済社会の中心的な世代に当たる生産年齢人口（15～64歳）は、平成12（2000）年以降、減少し続けており、令和27（2045）年では約5,580万人、平成7（1995）年の約8,720万人と比べて約3,140万人（36.1%）減少し、総人口に占める割合（生産年齢人口比率）も69.5%から52.5%と17.0ポイント低下すると予測されています。

一方、老年人口（65歳以上）は、平成27（2015）年では約3,390万人、対平成7（1995）年比で約1.9倍（約1,560万人増）に増加した後、増加幅は縮小傾向で推移するものの、概ね一貫して増え続け、令和27（2045）年では約3,920万人、総人口に占める割合（高齢化率）も36.8%に上昇すると予測されています。

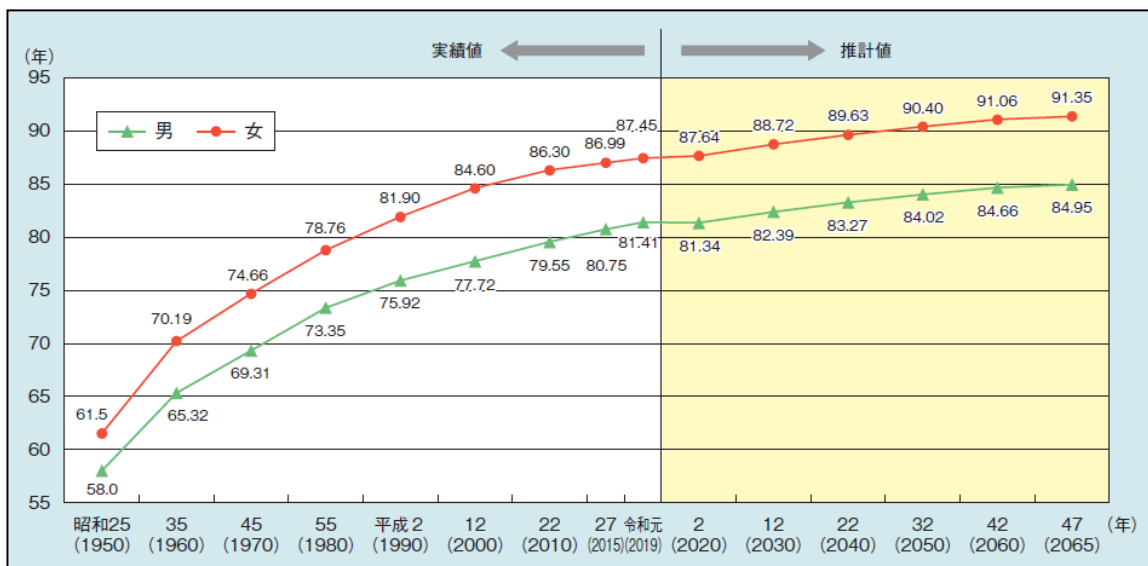
図表 全国の将来推計人口の推移

出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年推計）」



内閣府の「令和3年版高齢社会白書」によると、我が国の平均寿命は、令和元（2019）年現在、男性81.41年、女性87.45年と、平成27（2015）年に比べて男性は0.66年、女性は0.46年上回っています。今後、男女ともに平均寿命は延びて、令和47（2065）年には、男性が84.95年、女性が91.35年となり、女性は90年を超えると見込まれています。

図表 平均寿命の推移と将来推計
出典：内閣府「令和3年版高齢社会白書」



(2) 期待が高まる「Society5.0¹（超スマート社会）」の実現

近年、実社会の中であらゆる事業・情報がデータ化され、ネットワークでつながる「IoT（Internet of Things）」、コンピュータが自ら学習し、人間を超える高度な判断を行う「AI（Artificial Intelligence:人工知能）」、多様かつ複雑な作業を自動化する「ロボット」などに代表される、「第4次産業革命」と称される技術革新が、世界規模で従来にないスピードとインパクトで進展しています。

国は、「第5期科学技術基本計画²（平成28（2016）年1月閣議決定）」の中で、第4次産業革命の技術革新を活かし、必要なモノ・サービスを、必要な時に、必要なだけ提供し、社会の様々なニーズにきめ細かく対応でき、あらゆる人が質の高いサービスを受けられ、年齢、性別、地域、言語といった様々な違いを乗り越え、生き生きと快適に暮らせる「Society5.0（超スマート社会）」の実現を掲げています。

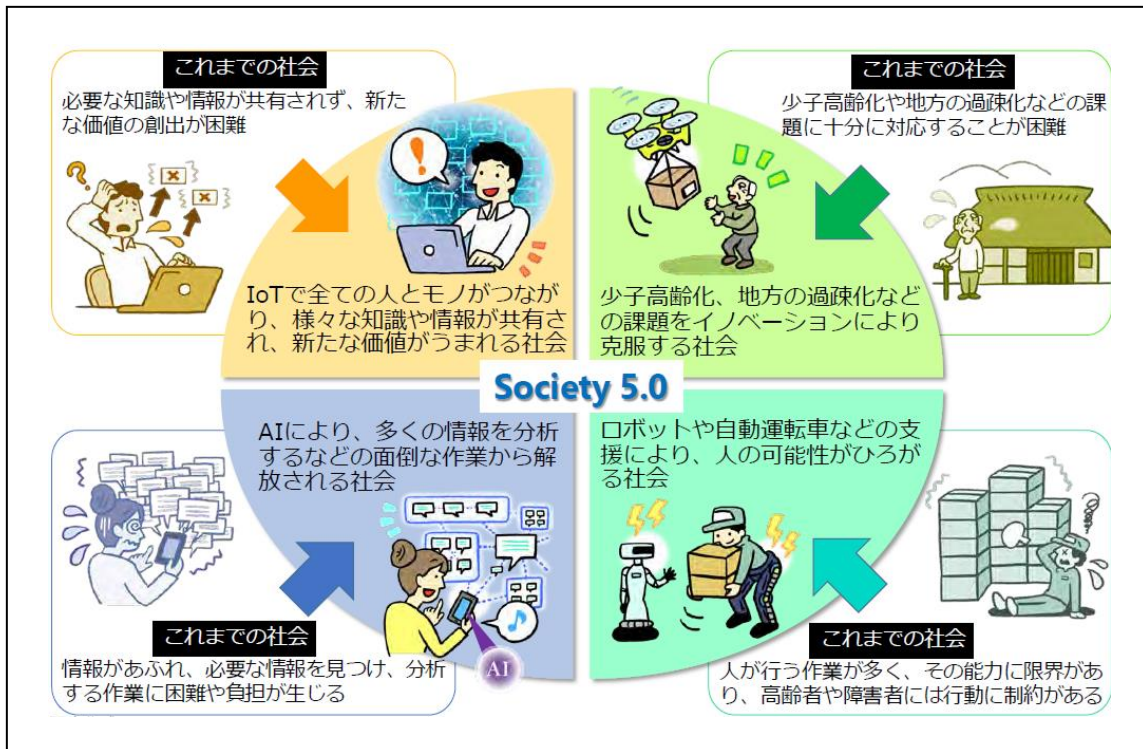
「Society5.0」で実現する社会では、IoTやAI、ロボット等の第4次産業革命の技術革新をあらゆる産業や社会生活の中に取り入れることで、人口減少・高齢化、地方の過疎化、エネルギー・環境の制約等の様々な社会課題が克服され、本町はもとより、我が国全体がより希望の持てる社会、世代を超えて互いに尊重し合える社会、一人ひとりが快適で活躍できる社会となることが大いに期待されています。

¹ 狩猟社会（Society1.0）、農耕社会（Society2.0）、工業社会（Society3.0）、情報社会（Society4.0）に続く、新しい社会を指すもの。

² 科学技術の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画であり、今後10年程度を見通した5年間の科学技術政策を具体化するものとして、政府が策定。

図表 Society5.0 で実現する社会

出典：内閣府「Society5.0『科学技術イノベーションが拓く新たな社会』説明資料」



(3) 飛躍的に高まる危機管理能力の強化の重要性

我が国は、その自然的条件から各種の災害が発生しやすい特性を有しており、毎年のように水害や土砂災害、地震等の自然災害が発生しています。また、内閣府の「令和3年版防災白書」によると、世界の平均気温は工業化以前から既に約1度上昇し、世界中で気象災害が頻発するなど、気候変動が現実のものになっているとしています。

同白書では、近年、国内でも平成29(2017)年7月の九州北部豪雨、平成30年(2018)の7月豪雨、令和元(2019)年の東日本台風など、気象災害による激甚な洪水氾濫や土砂災害が頻発し、今後も気候変動による大雨や洪水の発生頻度は増加すると予測しています。

令和元(2019)年12月、中華人民共和国湖北省武漢市で「原因不明のウイルス性肺炎」として確認されて以降、世界規模で拡大を続けている新型コロナウイルス感染症の流行は、単に人々の生命を脅かす保健や医療の問題だけにとどまらず、感染症拡大防止のために国や地域をまたぐ人・モノ・カネの往来や、人と人との接触機会が極度に制限されたことで、我が国のみならず、世界の経済活動の停滞という未曾有の危機的状況を招き、世界全体で人々の生活や経済社会に甚大な影響を及ぼしています。

これらの状況の中、行政による公助はもとより、激甚化・頻発化している気象災害の発生やウイルス性感染症の感染拡大の危険性及びこれらへの対処方法等について、「自らの命は自らが守るという“自助”」、「皆と共に助かる“共助”」の意識を喚起するとともに、様々なリスクから人々の貴重な生命や財産を守るため、住民、ボランティア、民間事業者、行政など地域の多様な主体の密な連携・協力に根ざした取組みをより高い実効力を伴った形で推進していく重要性が高まっています。

図表 令和2年に発生した主な災害

出典：国土交通省「水害レポート2020」



(4) 脱炭素社会の実現に向けた取組みの広がり

近年、世界規模で気候変動や生物多様性の損失等の環境劣化が極めて問題視されている中、国内外においてカーボンニュートラル³の実現に向けた動きが高まりつつあります。

我が国では、令和2(2020)年12月26日の第203回臨時国会の所信表明演説において、内閣総理大臣が「2050(令和32)年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことを宣言しています。また、環境省では、2050(令和32)年までに二酸化炭素実質排出量ゼロに取り組むことを表明した地方自治体を「ゼロカーボンシティ⁴」に位置づけています。

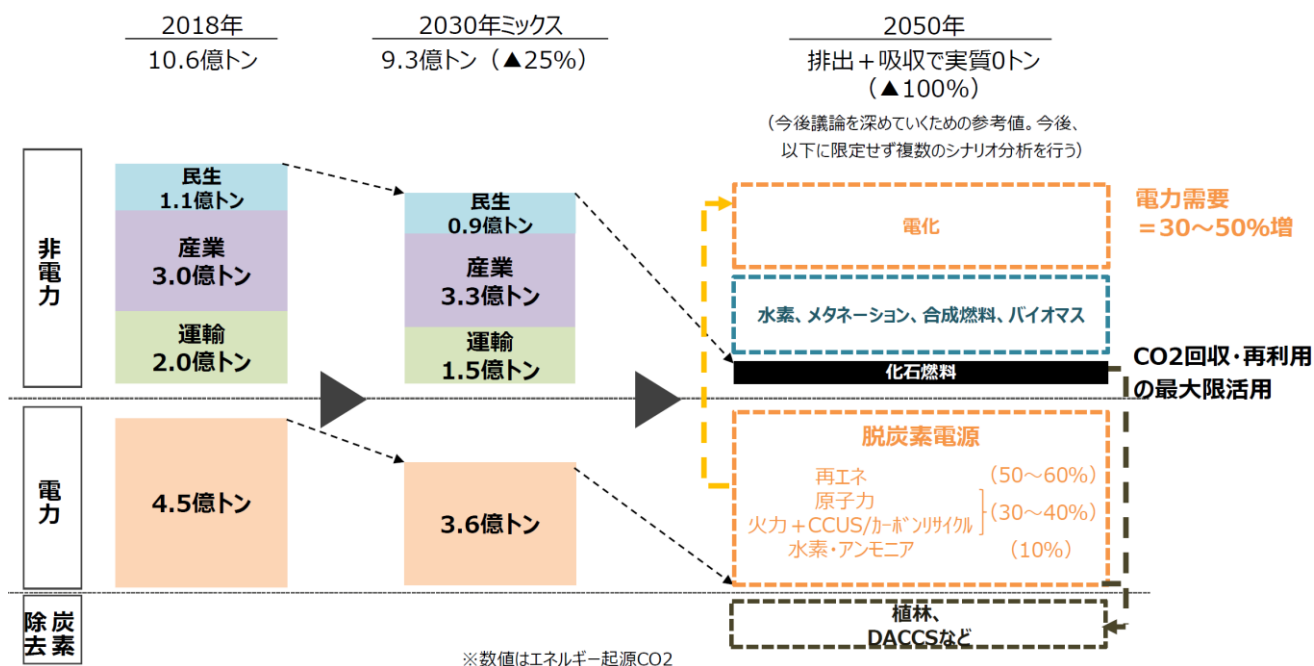
³ 温室効果ガスの排出量から吸収量と除去量を差し引いた合計をゼロにすること。

⁴ 令和3(2021)年7月9日時点で「2050年までに二酸化炭素実質排出量ゼロ」に取り組むことを表明したのは420の地方自治体(40都道府県、249市、10特別区、101町、20村)、総人口約1億1,090万人となっている。

同省では、ゼロカーボンシティを目指す地方自治体に対し、情報基盤の整備、計画等の策定支援、設備等の導入を一気通貫で支援することにより、地域における温室効果ガスの大幅削減、地域にひびく形での再生可能エネルギー事業の推進による地域経済循環の拡大、レジリエント⁵な地域づくりを同時に実現することを目指しています。

図表 2050年カーボンニュートラルの実現イメージ

出典：経済産業省「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略（令和2年12月）」



(5) 地方創生においても重要な「持続可能な開発目標 (SDGs)」の推進

「持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals)」(以下「SDGs」という)とは、平成 27 (2015) 年 9 月の国連サミットにおいて採択された令和 12 (2030) 年を期限とする、先進国を含めた国際社会全体の開発目標であり、持続可能な世界を実現するための 17 の目標 (ゴール) と 169 のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。

国は、平成 28 (2016) 年 12 月に「持続可能な開発目標 (SDGs) 実施指針」を策定しています。同指針では、SDGs を全国的に実施するためには、広く全国の地方自治体及びその地域で活動するステークホルダーによる積極的な取組みを推進することが不可欠であり、この観点から、各地方自治体に、各種計画や戦略等の策定や改訂に当たってはSDGsの要素を最大限に反映することを奨励しています。

さらに、国では、SDGs の理念に沿った基本的・総合的取組みを推進しようとする都市・地域の中から、特に、経済・社会・環境の 3 側面における新しい価値創出を通じて、持続可能な開発を実現するポテンシャルが高い都市・地域を「SDGs 未来都市」として選定する制度を、平成 30 (2018) 年に新たに創設しています。

⁵ 自然災害や人口減少等の社会的な課題に直面した場合でも、素早く復興し、さらに成長する能力があること。

本町は、一般社団法人産業総合振興機構の設立を通じて、商工業、農業、観光の分野について、地域の事業者、団体、個人の事業の立ち上げ、生産性の向上支援、マーケティングサポートなどの中間支援を行うとともに、機構自らの収益事業を展開し、地域経済への貢献を包括的に行うことなどを提案した結果、令和元（2019）年7月、SDGs推進に向けたポテンシャルの高い提案として、「SDGs未来都市」に選定されました。

図表 SDGsに掲げられている17の目標
出典：内閣府「地方創生に向けたSDGsの推進について」



（6）今後の財政構造の変化等に対応した行政運営の推進

総務省の「自治体戦略 2040 構想研究会⁶」によると、地方自治体の歳入は、住民税及び固定資産税が基幹的な税目となっていますが、平成 13（2001）年度以降、多くの地方自治体において、地方一般財源の不足に対処するため、投資的経費以外の経費にも充てられる臨時財政対策債⁷を発行して一般財源総額を確保する状況が続いているとしています。

同研究会によると、将来的には他の年代と比べて年間平均給与額が高い 40・50 歳代を中心に働く世代が大きく減少するとともに、今後、所得や地価が減少・下落することにより、地方税収が減少する一方、社会保障に係る経費（扶助費）が増大する可能性があるとしています。

⁶ 多様な自治体行政の展開により、社会構造の変化への強靱性を向上させる観点から、老年人口が最多となる令和 22（2040）年頃に自治体が抱える行政課題を整理した上、今後の自治体のあり方を展望し、早急に取り組むべき対応策を検討するため、平成 29（2017）年 10 月から全 16 回にわたり開催された総務大臣主催の研究会。

⁷ 国から地方自治体に交付する地方交付税の原資が足りないため、不足分の一部を地方自治体が借り入れる地方債のこと。なお、臨時財政対策債の元利償還金相当額は、その全額を後年度の普通交付税によって措置することとされている。

図表 年齢ごとの年間平均給与額と人口

出典：総務省「自治体戦略 2040 構想研究会事務局提出資料（平成 30 年 2 月）」

年齢	年間平均給与 (万円)	人口(万人)		人口減少率 (%)
		平成27年 (2015年)	令和22年 (2040年)	
15～19歳	132	605	435	▲ 28.1
20～24歳	253	609	489	▲ 19.6
25～29歳	352	653	524	▲ 19.8
30～34歳	397	740	557	▲ 24.7
35～39歳	432	842	585	▲ 30.6
40～44歳	461	985	622	▲ 36.9
45～49歳	486	877	612	▲ 30.2
50～54歳	509	802	641	▲ 20.1
55～59歳	491	760	715	▲ 6.0
60～64歳	372	855	798	▲ 6.7
65～69歳	301	976	907	▲ 7.0
70歳以上	304	2,411	3,135	30.0

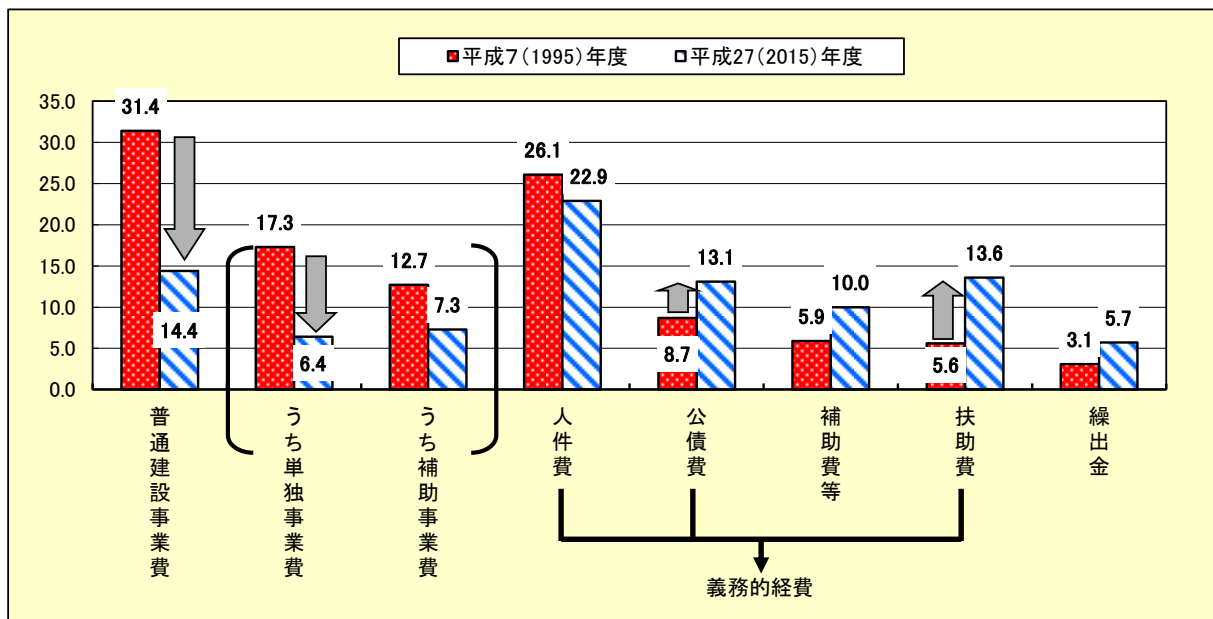
(以下、集計して再掲)

年齢	年間平均給与 (万円)	人口(万人)		増減数 (万人)
		2015年	2040年	
15～69歳	425	8,704	6,885	▲ 1,819
70歳以上	304	2,411	3,135	724

近年、地方自治体の歳出は、構成比ベースで普通建設事業費が平成 7 (1995) 年度の 31.4% から平成 27 (2015) 年度の 14.4% に大きく低下する一方、公債費⁸が 8.7% から 13.1%、扶助費⁹が 5.6% から 13.6% に上昇し、その結果、扶助費・公債費・人件費¹⁰からなる義務的経費が 40.4% から 49.6% に上昇するなど、歳出構造が変化しています。

図表 地方全体の歳出構造の変化（平成 7 年度と平成 27 年度の比較）

出典：総務省「自治体戦略 2040 構想研究会 事務局資料」



⁸ 地方自治体が借り入れた地方債の元利償還金及び一時借入金利子の合算額。

⁹ 生活保護法や各種法令に基づいて支払われる福祉的経費。

¹⁰ 職員の給料や議会報酬などの経費。

今般の新型コロナウイルス感染症対応において、マイナンバーシステムをはじめとする行政の情報システムを国民が安心して簡単に利用する視点で十分に構築されていなかったことや、国・地方自治体を通じて情報システムや業務プロセスがバラバラで、地域・組織間で横断的なデータの活用が十分にできていないことなど、様々な課題が明らかになりました。

国は、こうした行政のデジタル化の遅れに対する迅速な対処や、データの蓄積・共有・分析に基づく不断の行政サービスの質の向上こそが行政のデジタル化の真の目的であるという基本認識のもと、令和2（2020）年12月に「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」を決定し、目指すべきデジタル社会のビジョンとして「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」を示しています。

このビジョンを実現するためには、住民に身近な行政を担う地方自治体、とりわけ市区町村の役割は極めて重要であるとされており、そのため各自治体では、まずは自らが担う行政サービスについて、デジタル技術やデータを活用し住民の利便性を向上させるとともに、デジタル技術やAI等の活用により業務効率化を図り、財源・職員等の限りある行政の経営資源を行政サービスのさらなる向上へとつなげていくことが強く求められています。

図表 デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針の概要

出典：IT総合戦略本部 資料（令和2年12月）

➤ デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～
 ➤ デジタル社会形成の基本原則（①オープン・透明、②公平・倫理、③安全・安心、④継続・安定・強靱、⑤社会課題の解決、⑥迅速・柔軟、⑦包括・多様性、⑧浸透、⑨新たな価値の創造、⑩飛躍・国際貢献）

IT基本法の見直しの考え方

IT基本法施行後の状況の変化・法整備の必要性

- ✓ データの多様化・大容量化が進展し、その活用が不可欠
- ✓ 新型コロナウイルス対応においてデジタル化の遅れ等が顕在化
 ⇒ IT基本法の全面的な見直しを行い、デジタル社会の形成に関する司令塔としてデジタル庁（仮称）を設置

どのような社会を実現するか

- ✓ 国民の幸福な生活の実現：「人に優しいデジタル化」のため徹底した国民目線でユーザーの体験価値を創出
- ✓ 「誰一人取り残さない」デジタル社会の実現：アクセシビリティの確保、格差の是正、国民への丁寧な説明
- ✓ 国際競争力の強化、持続的・健全な経済発展：民間のDX推進、多様なサービス・事業・就業機会の創出、規制の見直し

デジタル社会の形成に向けた取組事項

- ✓ ネットワークの整備・維持・充実、データ流通環境の整備
- ✓ 行政や公共分野におけるサービスの質の向上
- ✓ 人材の育成、教育・学習の振興
- ✓ 安心して参加できるデジタル社会の形成

役割分担

- ✓ 民間が主導的役割を担い、官はそのための環境整備を図る
- ✓ 国と地方が連携し情報システムの共同化・集約等を推進

国際的な協調と貢献、重点計画の策定

- ✓ データ流通に係る国際的なルール形成への主体的な参画、貢献
- ✓ デジタル社会形成のため、政府が「重点計画」を作成・公表

デジタル庁（仮称）設置の考え方

基本的考え方

- ✓ 強力な総合調整機能（勸告権等）を有する組織
- ✓ 基本方針策定などの企画立案、国等の情報システムの統括・監理、重要なシステムは自ら整備

デジタル庁（仮称）の業務

- ✓ 国の情報システム：基本的な方針を策定。予算を一括計上することで、統括・監理。重要なシステムは自ら整備・運用
- ✓ 地方共通のデジタル基盤：全国規模のクラウド移行に向けた標準化・共通化に関する企画と総合調整
- ✓ マイナンバー：マイナンバー制度全般の企画立案を一元化、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）を国と地方が共同で管理
- ✓ 民間・準公共部門のデジタル化支援：重点計画で具体化、準公共部門の情報システム整備を統括・監理
- ✓ データ利活用：ID制度等の企画立案、ベース・レジストリ整備
- ✓ サイバーセキュリティの実現：専門チームの設置、システム監査
- ✓ デジタル人材の確保：国家公務員総合職試験にデジタル区分（仮称）の創設を検討要請

デジタル庁（仮称）の組織

- ✓ 内閣直属。組織の長を内閣総理大臣とし、大臣、副大臣、大臣政務官、特別職のデジタル監（仮称）、デジタル審議官（仮称）他を置く
- ✓ 各省の定員振替・新規増、非常勤採用により発足時は500人程度
- ✓ CTO（最高技術責任者）やCDO（最高データ責任者）等を置き、官民間問わず適材適所の人材配置
- ✓ 地方公共団体職員との対話の場「共創プラットフォーム」を設置
- ✓ 令和3年9月1日にデジタル庁（仮称）を発足

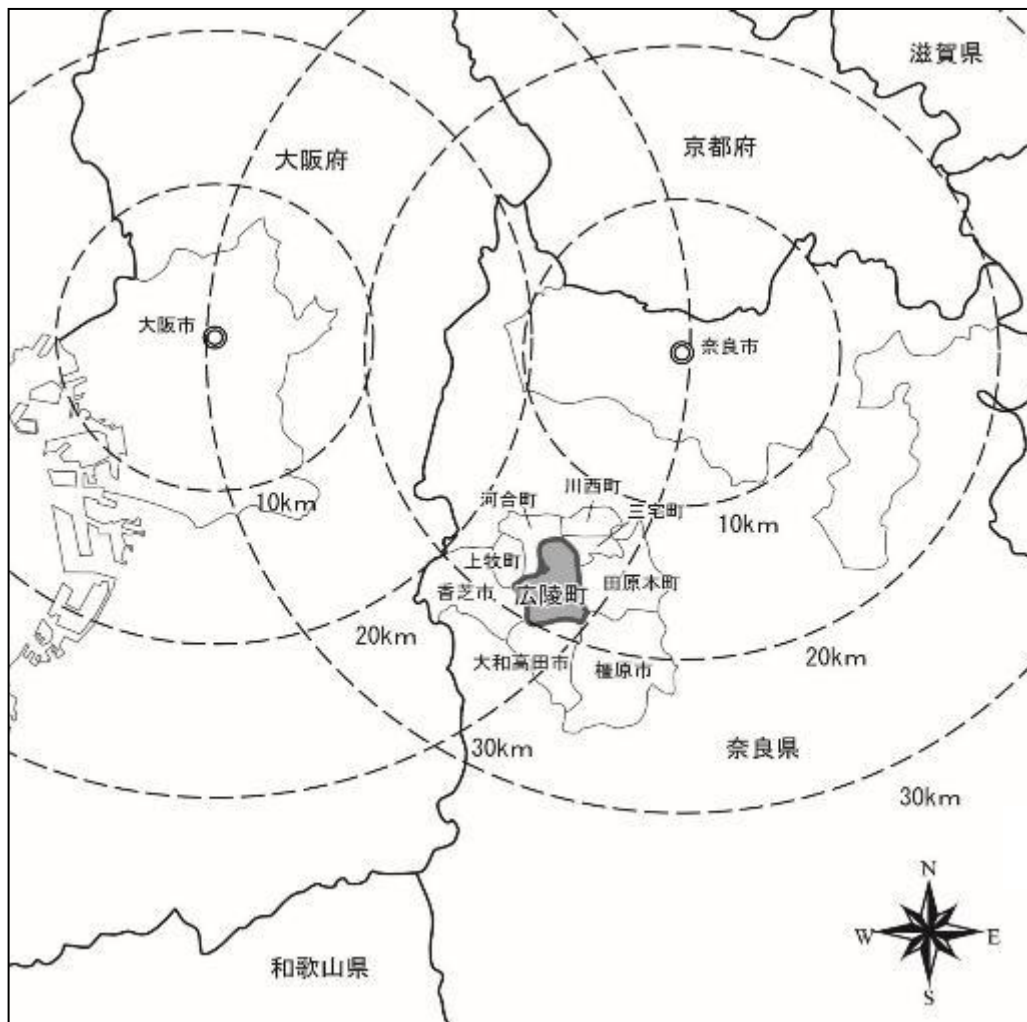
2 まちの概況

(1) 位置・地勢

本町は、奈良県北葛城郡の南東部に位置し、東は三宅町及び田原本町、南は橿原市及び大和高田市、西は香芝市及び上牧町、北は河合町に接しています。また、奈良市へは直線距離で約 20km、大阪市へは直線距離で約 25km に位置し、このうち大阪市までは電車及び自動車を利用して約 40 分の時間距離で結ばれており、交通アクセスに恵まれています。

町域は南北約 5.5 km、東西約 4.5km、面積は 16.30 km²¹⁾であり、面積は県内 39 市町村の中では広い方から 33 番目と相対的にコンパクトな規模となっています。また、地形は町の東部が平坦な地形、西部が丘陵地帯となっているほか、中央部を高田川と葛城川、東端を曾我川といった一級河川が流れています。

図表 本町の位置



¹⁾ 出典：国土地理院「全国都道府県市区町村面積調（令和 3（2021）年 4 月 1 日時点）」

(2) 沿革

本町の歴史は古く 3,000 年程前から人々が集落を形成していたとされており、町西部に広がる馬見古墳群では、霊柩船と見られる木製品が出土し、貴重な史料として注目されています。また、4 から 5 世紀頃までとされる大和朝廷の国家統一の頃には豪族葛城氏が台頭し、そのもとで奈良時代の繁栄を遂げていました。

その後は、豊臣秀吉の天下統一による戦国時代の終焉とともに、租税制度が厳しくなったこともあり、本町は大和木綿、なたね、たばこ、茶等の自然条件を活かした特産品の生産によって栄え、南郷池の築造など大規模な農業用水の確保・整備が行われました。

明治時代の後半からは、靴下・織布等の製造が栄えはじめ、大正 7 (1918) 年には町北部に大和鉄道(現・近鉄田原本線)が敷設され、箸尾駅が設けられました。その後、昭和 30 (1955) 年 4 月の馬見町・瀬南村・百済村の合併、翌昭和 31 (1956) 年の箸尾町の編入(一部は昭和 32 (1957) 年、大和高田市に編入)によって、現在の広陵町が誕生しました。

以降、経済面では、日本一の生産量を誇る靴下製造業やプラスチック製造業、「夏秋なす」などの特産品を持つ農業を地場産業として発展を遂げるとともに、大阪市に近接する恵まれた立地条件のもと、昭和 49 (1974) 年からは隣接する香芝市にまたがって真美ヶ丘ニュータウンの開発が進められ、住宅都市という一面を持つようになっています。

このような歴史的な経緯を経て、現在の本町は、町内の唯一の鉄道駅である箸尾駅を中心として発展してきた北部地域、地元の靴下産業が息づく西部地域、のどかな田園風景が広がる東部地域、土地区画整理事業等による大規模開発住宅地が形成されている真美ヶ丘ニュータウン地域の大きく 4 つに分けられます。

近年、本町では、ゆとりと潤いに満ちた“みどりの環境”や貴重な歴史的文化遺産と共生する優れた居住環境、大都市に近接する恵まれた立地条件等を活かし、町外からの移住・定住の促進、優良企業・商業施設の誘致など、町が活気づき定住人口の維持・確保につなげることを目的に多面的な施策を積極的に推進し、今日に至っています。

<馬見丘陵公園を南側から望む(左手前は竹取公園、右手前は巢山古墳)>

出典：中和公園事務所「県営馬見丘陵公園リーフレット」



(3) 人口の動向

<人口・世帯数>

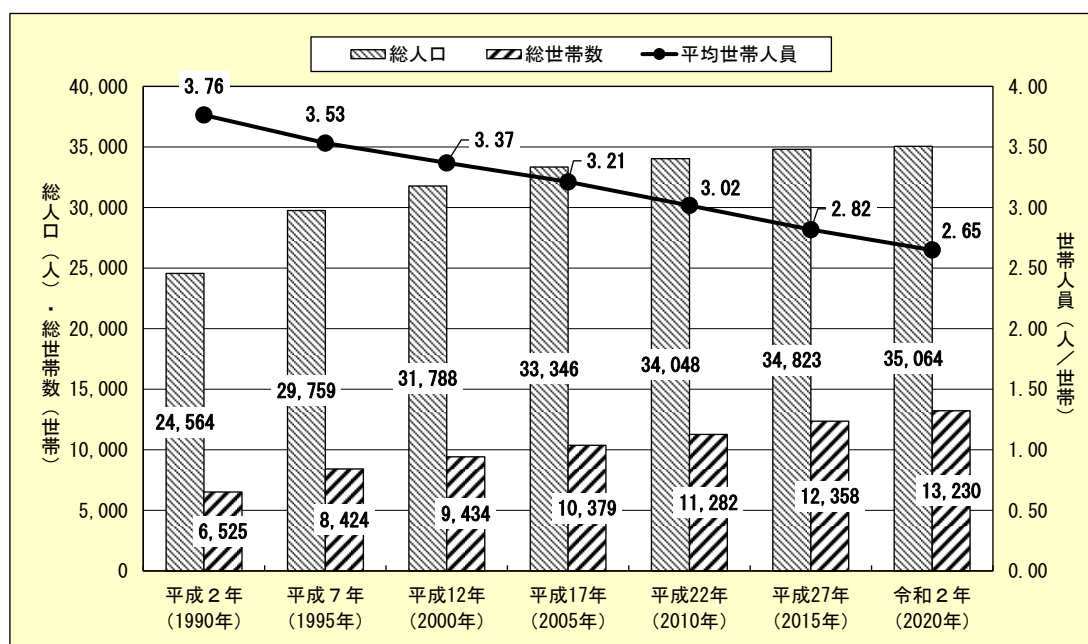
令和2（2020）年1月31日現在の総人口は3万5,064人であり、30年前の平成2（1990）年当時の2万4,564人と比べて約1.4倍（1万500人増）に増加しています。平成2（1990）年以降の推移を5年毎にみると、総人口は一貫して増え続けているものの、増加人口は真美ヶ丘地域の土地区画整理事業が完了した平成2（1990）年から平成7（1995）年までの5,195人（増加率21.1%）をピークに縮小傾向で推移しており、平成27（2015）年から令和2（2020）年まででは241人（0.7%増）となっています。

一方、令和2（2020）年1月31日現在の総世帯数は1万3,230世帯、平成2（1990）年当時の6,525世帯と比べて約2倍（6,705世帯増）に大きく増加しています。平成7年（1995）年以降、総人口を上回る水準で総世帯数が増え続けていることから、世帯人員は平成2（1990）年の3.76人／世帯から令和2（2020）年の2.65人／世帯に減少しています。

図表 総人口・総世帯数及び平均世帯人員の推移

出典：広陵町「住民基本台帳（各年1月31日現在）」

注）平成27年・令和2年は外国人人口を含む。（以下同様）

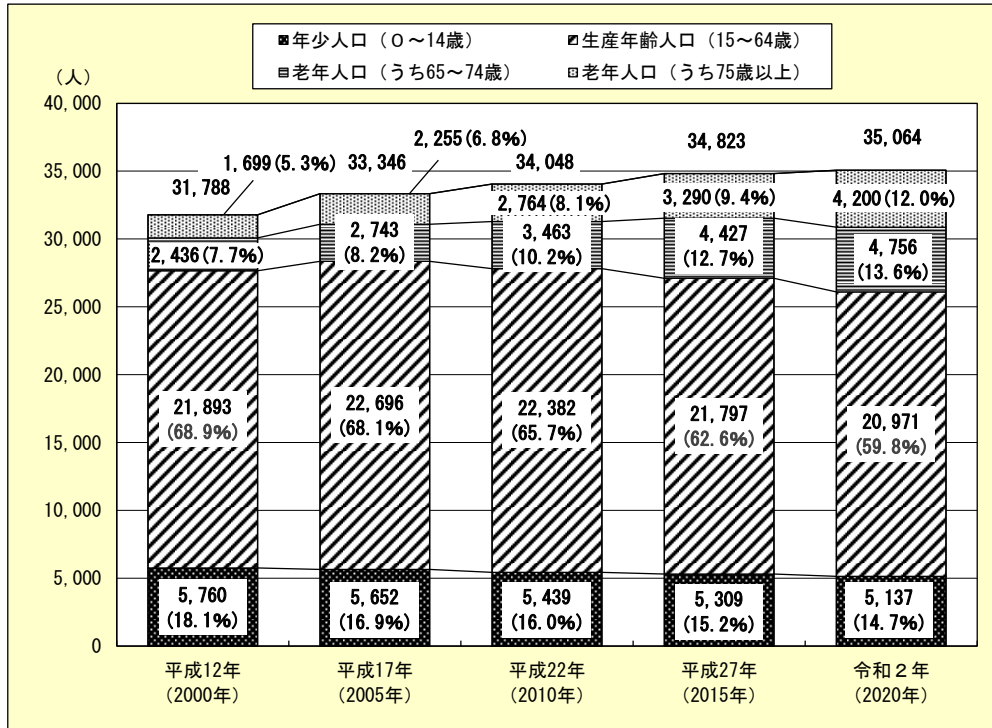


<年齢階層別人口>

令和2（2020）年1月31日現在の年齢階層別人口は、年少人口（0から14歳まで）が5,137人（構成比14.7%）、生産年齢人口（15から64歳まで）が2万971人（59.8%）、老年人口（65歳以上）が8,956人（25.5%）、また、老年人口のうち、75歳以上人口が4,200人（12.0%）となっています。

これらを平成12（2000）年と比べると、年少人口（0から14歳まで）が5,760人から10.8%（623人）減少、生産年齢人口（15から64歳まで）が2万1,893人から4.2%（922人）減少しているのに対し、老年人口（65歳以上）が4,135人から約2.2倍（4,821人増）、さらに75歳以上人口が1,699人から約2.5倍（2,501人増）に大きく増加しており、近年、本町でも全国的な傾向と同様に少子高齢化が急速に進展していることが見てとれます。

図表 年齢階層別人口・構成比の推移
出典：広陵町「住民基本台帳（各年1月31日現在）」

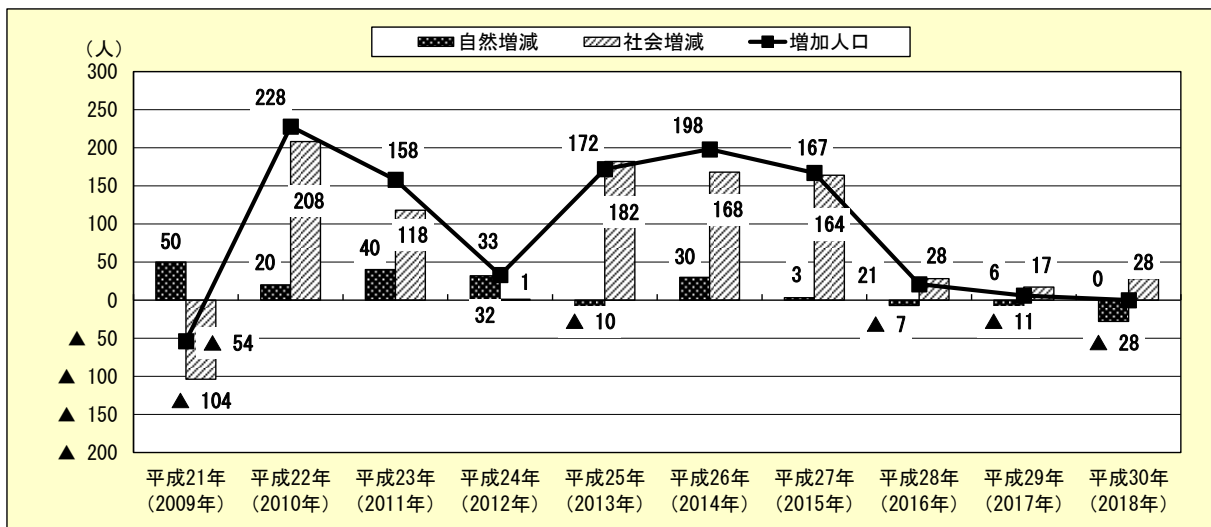


<自然増減・社会増減>

平成 21 (2009) 年以降、自然増減（出生者数と死亡者数の差）は、出生者数が概ね 260 人前後で推移しているのに対し、高齢化の進展等を背景に死亡者数が増加傾向で推移していることから、平成 28 (2016) 年以降は自然減の傾向が続いています。

一方、社会増減（転入者数と転出者数の差）は、平成 21 (2009) 年を除き、概ね一貫して転入者数が転出者数を上回る社会増の傾向が続いているものの、平成 27 (2015) 年を境に増加人口は大きく縮小傾向に転じています。

図表 自然増減・社会増減の推移
出典：総務省「住民基本台帳（各年1月1日～12月31日の合計）」



(4) 産業の動向

<農業>

町の面積の約3分の1を農地が占める本町では、豊かな水と肥よくな土壌を活かし、なすや米などの生産を中心に農業が営まれています。特になすは、昭和43(1968)年に「夏秋なす」、昭和62(1987)年に「冬春なす」が国の野菜指定産地となり、本町を代表する特産野菜となっています。

しかし、平成17(2005)年以降、農家数は一貫して前回調査時点を下回っており、平成27(2015)年では380戸、平成12(2000)年の555戸と比べて約3割(175戸)減少しています。

このような状況の中、本町では、新たな農業の担い手を育成するため、平成26(2014)年度から「農業塾」を開講しています。塾生は2年半にわたる講座と実習により、農作物の栽培や実習に関する知識を身につけ、販売農家として自立することを目指しています。

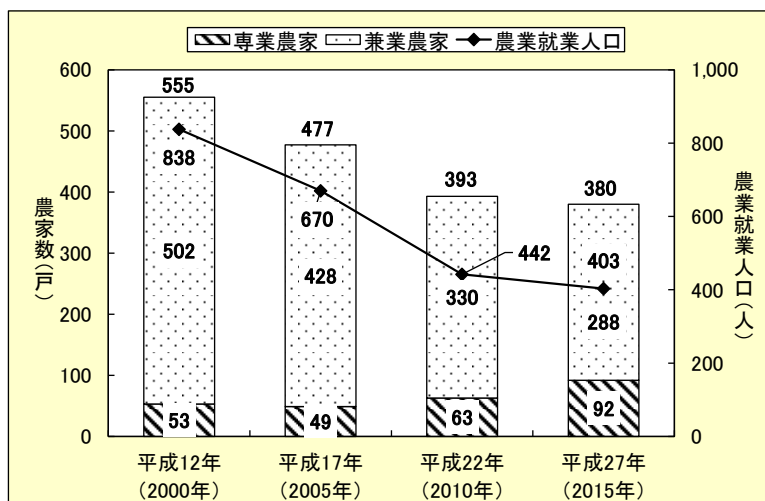
近年はこの「農業塾」の開講を契機として、若手のイチゴ農家が増えています。これらの農家では、イチゴ産地の復活を目指し、奈良県育成の新しい品種のイチゴである「古都華」などが栽培されており、ふるさと納税の返礼品として人気を博しています。

<工業>

本町の工業は、古くから靴下製造業を中心として、靴下仕上げや刺しゅう業など靴下生産の工程別に高度な生産技術が受け継がれ、現在では全国で1年間に生産されている約3億足の靴下の約15%の生産量を誇る一大産地となっています。また、町の中央部には昭和30年代(1955年から)から製造が始まったプラスチックの工場が集積し、全国でも有数のプラスチック製品の産地にもなっています。

平成25(2013)年以降、工業の事業所数は概ね減少傾向で推移しており、平成30(2018)年では94事業所、平成24(2012)年の120事業所と比べて約2割(26事業所)減少しています。また、従業者数は平成26(2014)年の2,079人をピークに減少傾向に転じ、平成30(2018)年では1,757人、ピーク時と比べて15.5%(322人)減少しています。

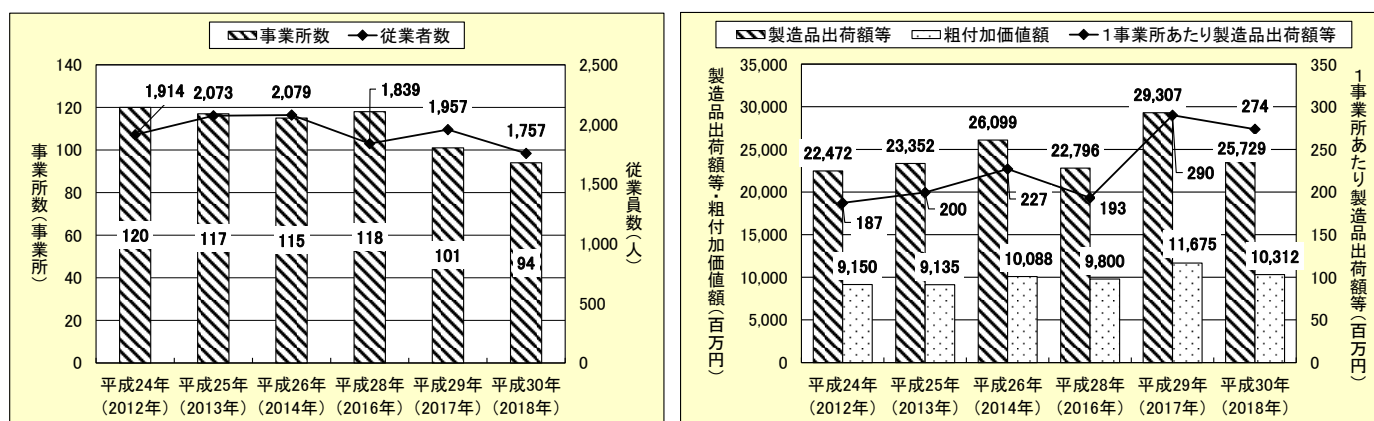
図表 農家数・農業就業人口の推移
出典：農林水産省「農林業センサス(各年2月1日現在)」



一方、製造品出荷額等は、平成 29（2017）年に 293 億 700 万円まで増加したものの、その翌年には再び減少傾向に転じています。また、1 事業所当たりの製造品出荷額等は、平成 24（2012）年の 1 億 8,700 万円から平成 29（2017）年の 2 億 9,000 万円に増加しており、事業所数の減少を事業所当たりの出荷額等でカバーしている構図が見てとれます。

図表 （左図）事業所数及び従業者数、（右図）製造品出荷額等の推移
（従業員 4 人以上の事業所）

出典：経済産業省「工業統計調査」、総務省「経済センサスー活動調査」



<商業・観光>

本町の商業は、事業所数の約 8 割、従業者数の約 9 割、年間商品販売額の約 7 割を小売業が占めています。各地域の小売業が買い物客を引きつける総合的な力を表すもので、この値が 1 より大きいと他地域から買い物客を流入し、地域の購買力以上の売上を獲得していることを示し、1 より小さいと買い物客が他地域に流出超過となっていることを示す小売吸引力指数は、平成 28（2016）年では 0.87 であり、県内 9 市町と比べると本町は高い方から 5 番目の中位に位置しています。

図表 小売吸引力指数の都市間比較（県内 10 市町）

出典：人口以外は総務省・経済産業省「経済センサスー活動調査

（平成 28（2016）年 2 月 1 日現在）」、人口は奈良県「推計人口調査（6 月 1 日現在）」

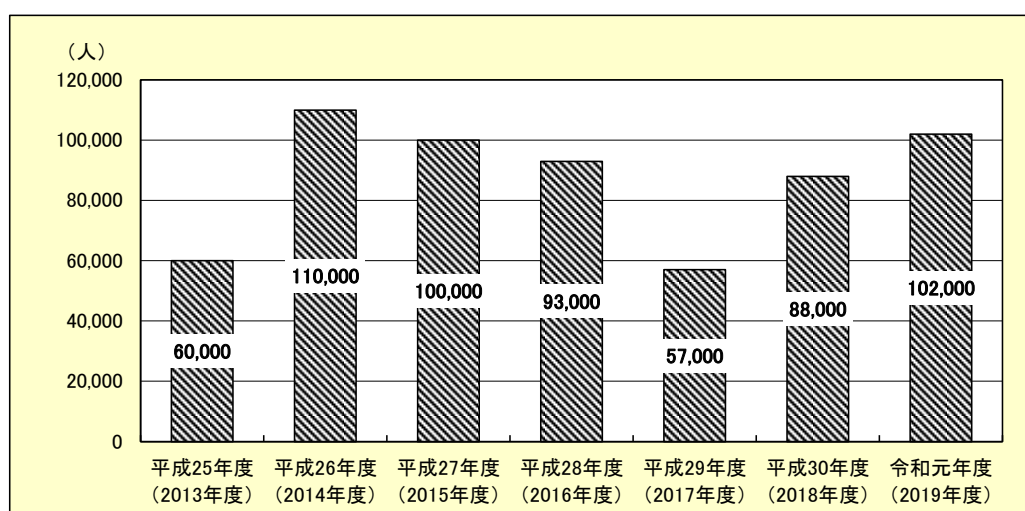
順位	市町名	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)	年間商品販売額 (百万円)	1事業所あたり (百万円)	売場面積 (㎡)	1事業所あたり (㎡)	H28.6.1 現在人口 (人)	小売吸引力指数
1	橿原市	832	7,985	191,271	230	215,054	258	123,712	1.76
2	田原本町	218	1,812	37,743	173	43,505	200	31,514	1.37
3	河合町	86	802	16,323	190	16,432	191	17,819	1.05
4	上牧町	98	1,016	19,757	202	38,205	390	21,927	1.03
5	広陵町	163	1,410	25,478	156	35,692	219	33,568	0.87
6	大和高田市	422	2,712	48,696	115	53,110	126	64,311	0.86
7	王寺町	131	1,034	17,090	130	19,488	149	23,170	0.84
8	葛城市	191	1,293	26,052	136	20,367	107	36,672	0.81
9	香芝市	283	2,949	54,116	191	68,600	242	77,890	0.79
10	斑鳩町	142	1,007	14,828	104	12,468	88	27,233	0.62

本町には、日本で2番目に大きい帆立貝型古墳の乙女山古墳や、築造当時の様子と現在の状態を比べられるように復元整備されたナガレ山古墳がある馬見丘陵公園、住民の憩いの場となっている竹取公園など、町の随所に公園や緑が存在しています。

さらに、約300年続いている地藏盆の祭りがあり、町の指定文化財にもなっている大垣内立山祭、五穀豊穰を祝うもので江戸時代末期より継承されてきた戸閉祭など、年間を通じ四季折々の祭りやイベントが開催されており、地域に根ざした伝統文化が息づいています。

平成25(2013)年度以降の観光入込客数は、靴下の市やかぐや姫祭りの来場者数から集計しており、平成26(2014)年度の11万人から平成29(2017)年度の5万7千人に大きく減少したものの、その後は増加傾向に転じ、令和元(2019)年度は10万2千人まで回復しています。

図表 観光入込客数の推移
出典：地域振興課資料



(5) 行財政の動向

<歳入・歳出>

平成22(2010)年度以降、普通会計¹²による歳入総額は、平成27(2015)年度の約123億5,200万円をピークに減少傾向に転じており、令和元(2019)年度では約115億4,600万円、ピーク時に比べて約6.5%(8億600万円)減少しています。

令和元(2019)年度実績で歳入総額の35.8%を占めている地方税(町税)は、概ね一貫して増加傾向で推移しており、令和元(2019)年度では約41億3,500万円、平成22(2010)年度の約37億8,700万円と比べて約9.2%(3億4,800万円)増加しています。

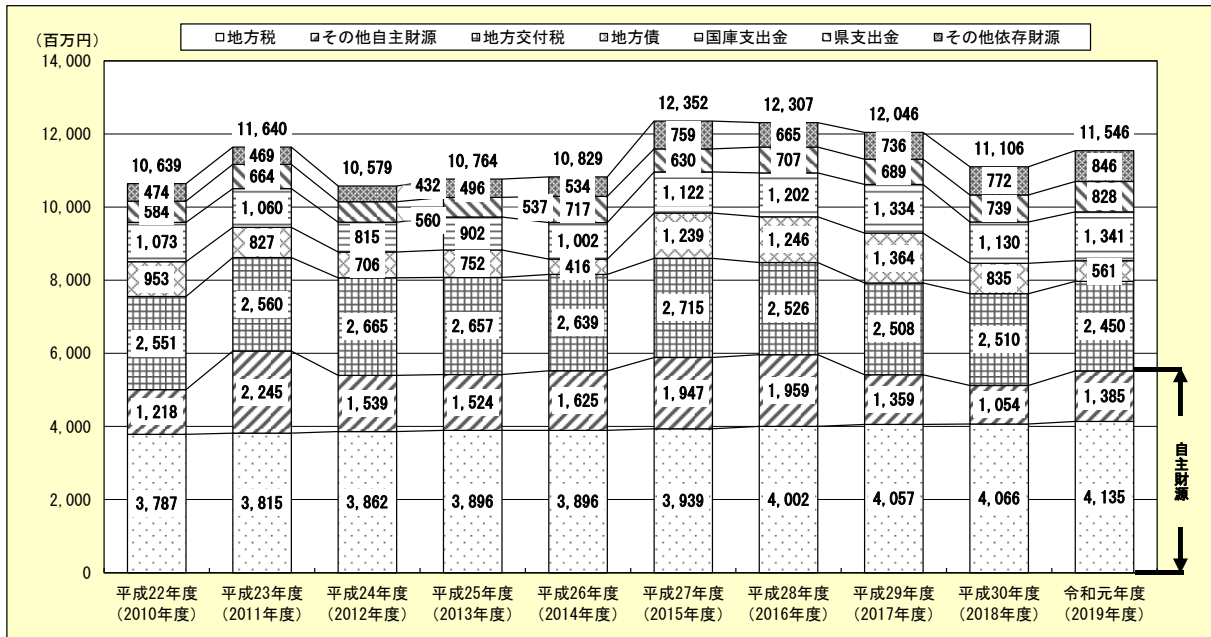
歳入総額に占める自主財源比率¹³は、平成27(2015)年度以降、47%前後の概ね横ばい

¹² 総務省の定める会計区分の1つで、一般会計、特別会計など各会計で経理する事業の範囲が自治体ごとに異なっているため、統一的な基準で整理して比較できるようにした統計上の会計区分。

¹³ 財源全体に占める自治体自らが自主的に収入できる財源の割合であり、行政活動の自立性や安定性を図る尺度の1つ。ただし、現行の地方財政制度では、地方交付税や国庫支出金が自主財源の補完的要素を有していること、起債等の要因により見かけ上の比率が大きく変動することがあるため、この比率が低いことが必ずしも財政運営の安定性を損ねているとは限らない。

傾向で推移しており、令和元（2019）年度では約47.8%（55億2,000万円）となっています。

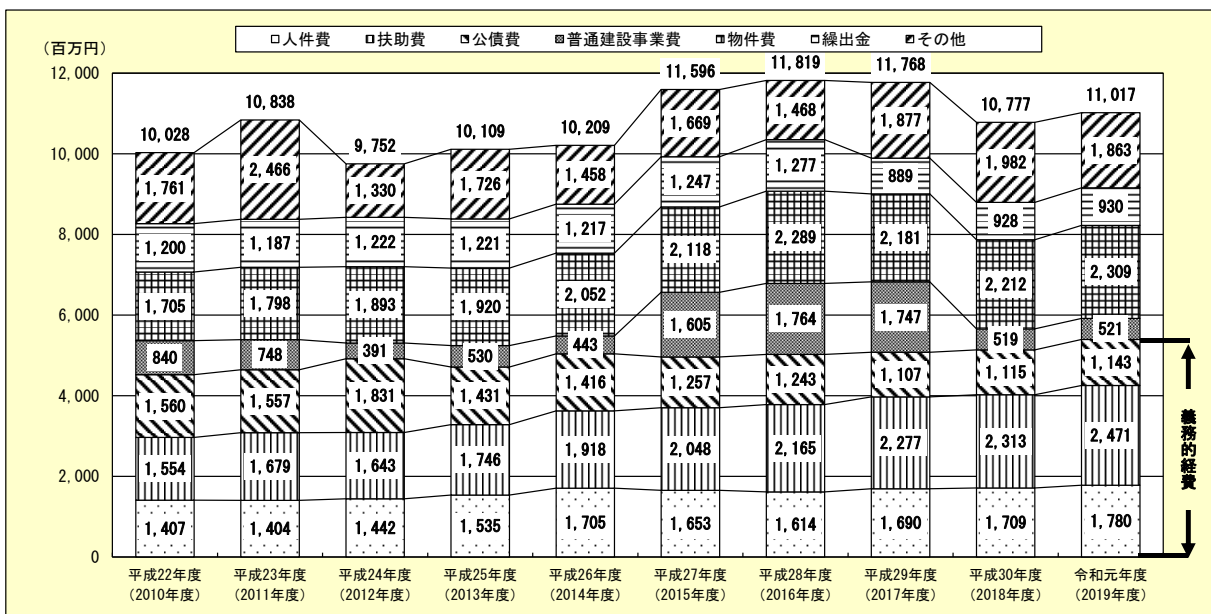
図表 歳入決算額の推移
出典：総務省「市町村決算カード」



一方、平成22（2010）年度以降、普通会計による歳出総額は、平成28（2016）年度の118億1,900万円をピークに減少傾向に転じており、令和元（2019）年度では110億1,700万円、ピーク時に比べて6.8%（8億200万円）減少しています。

歳出のうち、支出が義務づけられ任意に節約できない経費で、人件費、扶助費及び公債費からなる義務的経費のうち、扶助費は概ね一貫して増加傾向で推移しており、令和元（2019）年度では24億7,100万円、平成22（2010）年度の15億5,400万円と比べて約1.6倍（9億1,700万円増）に大きく増加しています。

図表 歳出決算額の推移
出典：総務省「市町村決算カード」



＜自治基本条例の制定＞

「広陵町自治基本条例」は、まちづくり¹⁴の主体である町民¹⁵、町議会、町長等¹⁶がお互いの役割を認識しながら連携してまちづくりを担い進めていく際の基本ルールであり、以下に示す4つの基本理念と6つの基本原則のもと、持続可能な地域社会の創造に向け、それぞれの主体の役割や責務、さらには参画¹⁷と協働¹⁸のあり方を明らかにし、本町の基本規範として位置づけられるものです。

本条例の制定に当たっては、町内関係団体からの推薦者、公募による委員、学識経験者の計16名の委員で構成された広陵町自治基本条例審議会において、令和元（2019）年6月から約2年間にわたり議論が重ねられ、住民向けワークショップやパブリックコメントの意見等も踏まえ、同審議会から令和3（2021）年2月18日に町長へ答申が行われ、6月1日に施行されました。また、この条例の第25条に総合計画に関する条文があり、この条例で定める基本理念及び基本原則に基づき、町の最上位計画となる総合計画を策定するものとする規定しています。

＜広陵町自治基本条例が掲げる基本理念及び基本原則（概要）＞

出典：広陵町自治基本条例逐条解説書

基本理念	基本原則
(1) 基本的人権が守られ、多様性を認め合いながら、全ての人々が安全かつ安心して暮らすことができるまちをつくること。 (2) 町民、町議会、行政が連携・協働して、公正で自立した町民主体の町政を行うまちをつくること。 (3) 歴史及び自然の環境と共生し、次世代に引き継ぐことのできるまちをつくること。 (4) 町内外の交流や人と人とのつながりを大切にし、自発的に助け合い、支え合うまちをつくること。	(1) 参画と協働の原則 (2) 補完性の原則 (3) 情報共有の原則 (4) 健全な行政経営の原則 (5) 環境保全の原則 (6) 多様性尊重の原則

¹⁴ 時代に沿った、住みよく持続可能な地域社会をつくるための取組みをいう。（出典：広陵町自治基本条例逐条解説書、以下同様）

¹⁵ 町内に居住する者並びに町内で働く者、学ぶ者、事業を営むもの及び町の公益や発展のために活動するものをいう。

¹⁶ 執行機関としての町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

¹⁷ 町の施策や事業等の計画、実施及び評価等のまちづくりの過程に、町民が主体的関わることをいう。

¹⁸ 町民、町議会及び町長等が、それぞれの役割と責任を自覚し、互いの自主性を尊重しつつ対等な立場で連携、協力しながらまちづくりに取り組むことをいう。

3 将来人口の推計結果

本町が統計的な手法を用いて独自推計した将来人口について、令和4（2022）年以降の推移をみると、今後、総人口は令和12（2030）年頃から本格的な減少局面に移行すると予測されています。また、平成27（2015）年度に策定した広陵町人口ビジョンにおいて、子育て施策や人口維持のための施策の展開により、令和42（2060）年の総人口3万人を維持することを目指していますが、現状のまま推移した場合には、令和27（2045）年頃には3万人を割り込むことが予測されます。

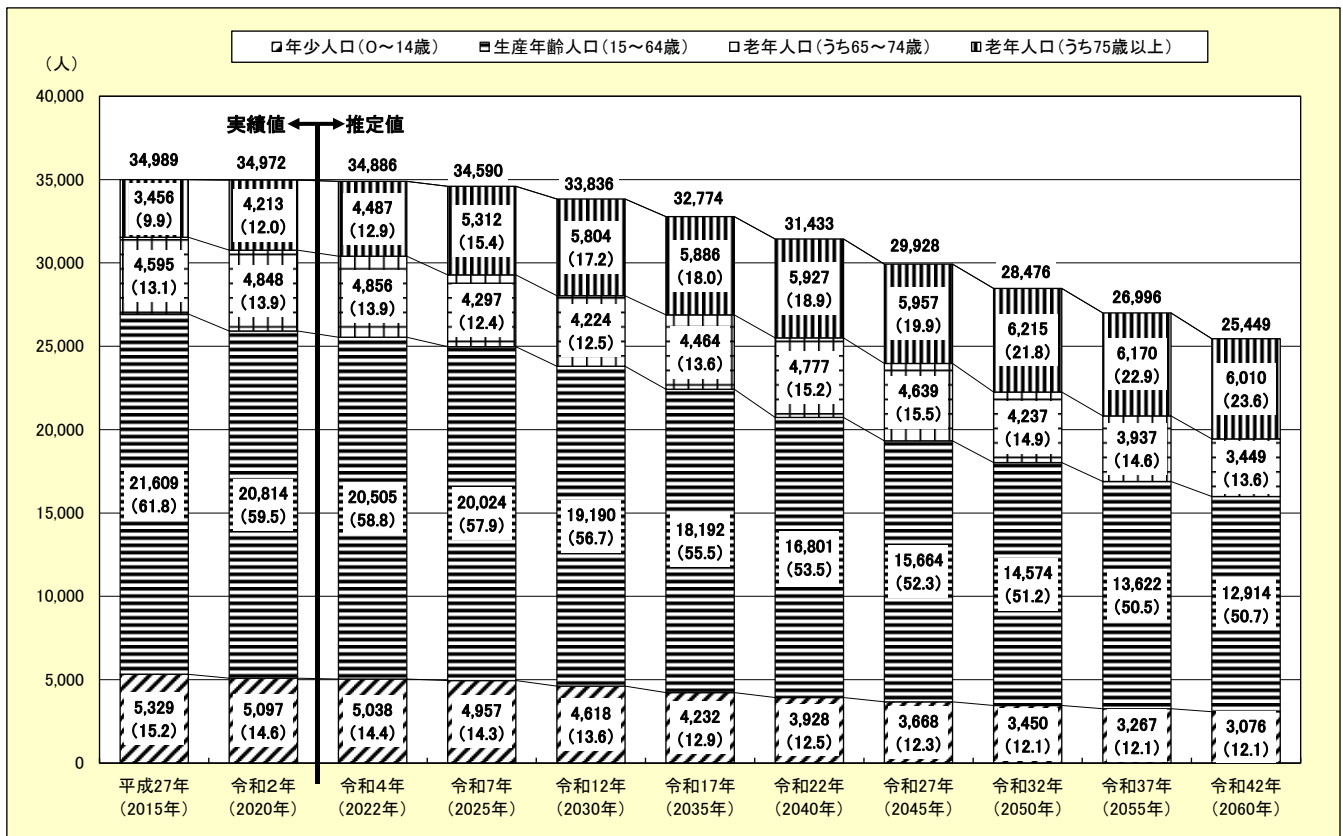
人口の減少幅は、令和7（2025）年から令和12（2030）年までの754人（2.2%）減に対し、令和17（2035）年から令和22（2040）年までの1,341人（4.1%）減と、年を経るごとに拡大します。

年齢階層別にみると、令和7（2025）年以降、年少人口（0から14歳まで）及び生産年齢人口（15から64歳まで）は、一貫して減り続けると予測されており、特に年少人口は、令和7（2025）年頃に実数及び総人口に占める割合（構成比）が75歳以上人口を下回ると予測されています。

一方、老年人口（65歳以上）のうち、75歳以上人口は概ね一貫して増え続け、令和27（2045）年頃には総人口に占める割合が19.9%に上昇し、約5人に1人を占めると予測されています。

このように人口構造は、令和7（2025）年頃から大きく変化していくと予測されており、この変化によって、医療・介護等の社会保障経費の増大や働き手の減少による地域経済社会の活力の低下をはじめ、多方面にわたって本町がかつて経験したことのないような深刻な影響を及ぼすことが懸念されます。

図表 将来推計人口（実数・構成比）の推移
（各年8月31日現在）



<独自推計の解説>

本項では、令和2（2020）年8月31日現在の住民基本台帳人口に基づき、「コーホート変化率法」により推計を行っています。「コーホート」とは、同じ年（又は同じ期間）に生まれた人々の集団のことをいい、「コーホート変化率法」は各コーホートについて、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法です。

① 1歳以上の各年齢別人口の推計

1歳以上の年齢における男女別・各年齢別の将来人口は、その前年における1歳下の人口に「コーホート変化率（平成27（2015）から令和2（2020）年までの平均値を採用）」を乗じることによって推計しており、本項での算出式は以下のとおりです。

- a) 基準人口＝令和2年8月31日時点の女子0歳人口
- b) コーホート変化率＝{（平成28年8月31日時点の女子1歳人口÷平成27年8月31日時点の女子0歳人口）＋（平成29年8月31日時点の女子1歳人口÷平成28年8月31日時点の女子0歳人口）＋（平成30年8月31日時点の女子1歳人口÷平成29年8月31日時点の女子0歳人口）＋（令和元年8月31日時点の女子1歳人口÷平成30年8月31日時点の女子0歳人口）＋（令和2年8月31日時点の女子1歳人口÷令和元年8月31日時点の女子0歳人口）}÷5
【※平成27→28年、28→29年、29→30年、30→令和元年、令和元→2年の5区間における各変化率の平均値】
- c) 令和3年8月31日時点の女子1歳人口＝a×b

② 0歳人口の推計

0歳の人口は、「1歳下の人口」が存在しないため、「コーホート変化率法」では推計することができないことから、0歳人口すなわち出生数は、別途、母親となり得る女性と婦人子ども比に基づき以下の算出式で推計しています。

- a) 母親となり得る女性人口＝令和3年8月31日時点の15～49歳の女性人口
- b) 婦人子ども比＝母親となり得る年齢層（15～49歳）に対する0歳の子ども（男児・女児）の割合
【※平成27→28年、28→29年、29→30年、30→令和元年、令和元→2年の5区間における平均値】
- c) 令和3年8月31日時点の0歳人口＝a×b
- d) 男女児性比＝男性出生児数÷女性出生児数【※5区間における平均値】
- e) 令和3年8月31日時点の女児の0歳人口＝c÷（1＋d）
- d) 令和3年8月31日時点の男児の0歳人口＝c－e

4 まちづくりに関する住民の意見

第5次総合計画の策定に当たっては、住民に対するアンケート調査を実施し、本町のまちづくり全般について住民の意見を把握しました。主な設問の回答結果等は、以下の通りです。

(1) 調査の実施方法・期間

①調査の対象者

住民基本台帳から無作為抽出した、広陵町在住の満18歳以上の男女2,000人

②調査の実施方法

アンケート調査票の配布・回収ともに郵送

② 調査の実施期間

令和2（2020）年8月27日から9月19日まで

④回収状況

配布数2,000票、有効回収数1,115件、有効回収率55.8%

(2) 設問の構成

【問1～11】回答者の属性等

【問12～14】まちへの愛着度と定住意向

【問15～41】本町がこれまで取り組んできた施策に対する満足度及び不満な理由、今後の重要度・注力度

【その他】まちづくり全般に対する自由意見

(3) 主な設問の回答結果

①まちへの愛着度

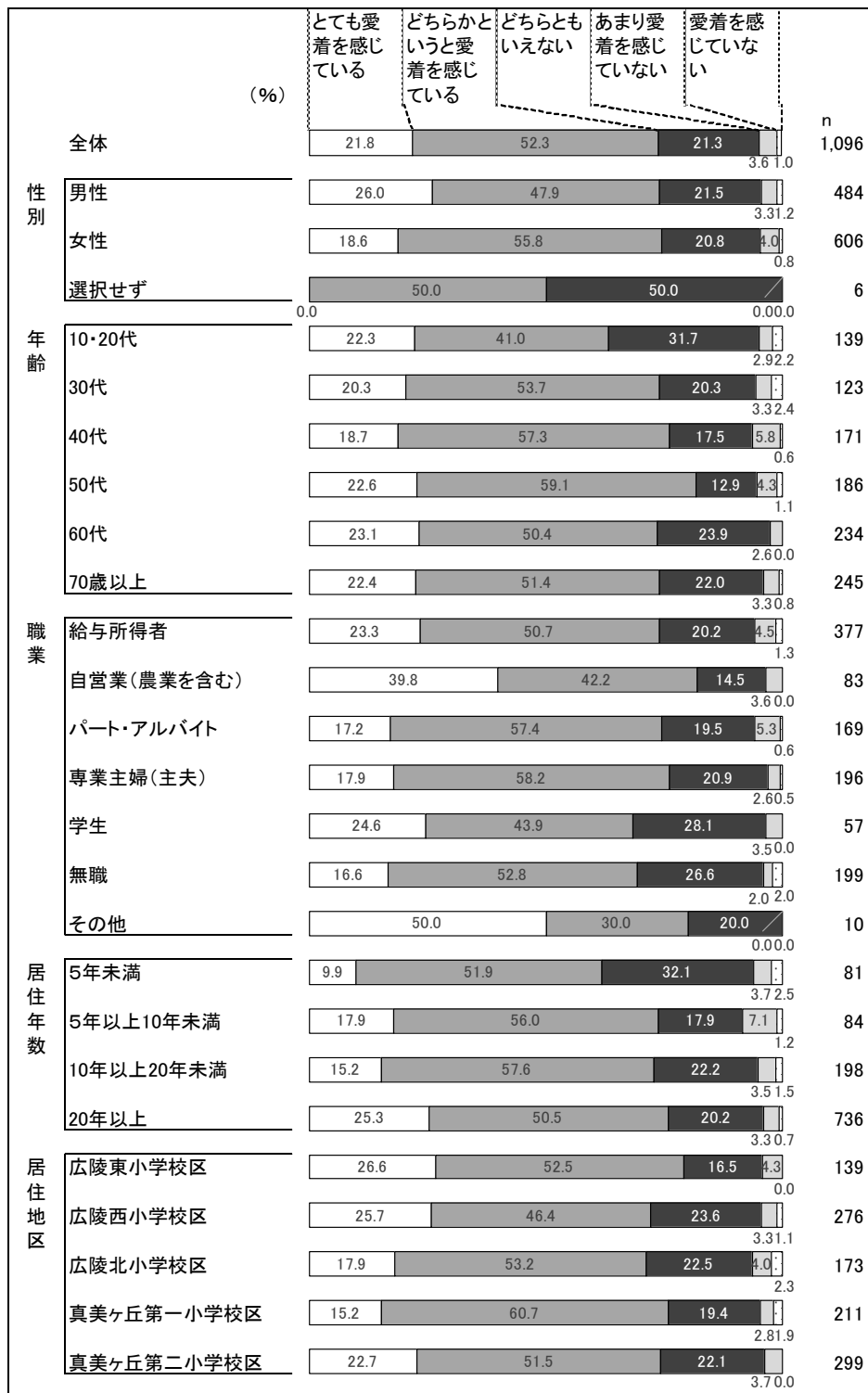
住民のまちに対する愛着度について、全体では「愛着を感じている（「とても愛着を感じている（21.8%）」＋「どちらかという愛着を感じている（52.3%）」が74.1%で、「愛着を感じていない（「あまり愛着を感じていない（3.6%）」＋「愛着を感じていない（1.0%）」の4.6%を大きく上回っています。

年代別にみると、「愛着を感じている」と回答した人の割合は、「10・20代（63.3%）」を除きいずれも70%以上となっており、その中では「50代」が81.7%で最も高く、次いで「40代」の76.0%となっています。

居住年数別にみると、「愛着を感じている」と回答した人の割合は、「5年未満（61.8%）」を除きいずれも70%以上となっており、その中では「20年以上」が75.8%で最も高く、次いで「5年以上10年未満」の73.9%となっています。

居住地区別にみると、「愛着を感じている」と回答した人の割合は、いずれも70%以上となっており、その中では「広陵東小学校区」が79.1%で最も高く、次いで「真美ヶ丘第一小学校区」の75.9%となっています。

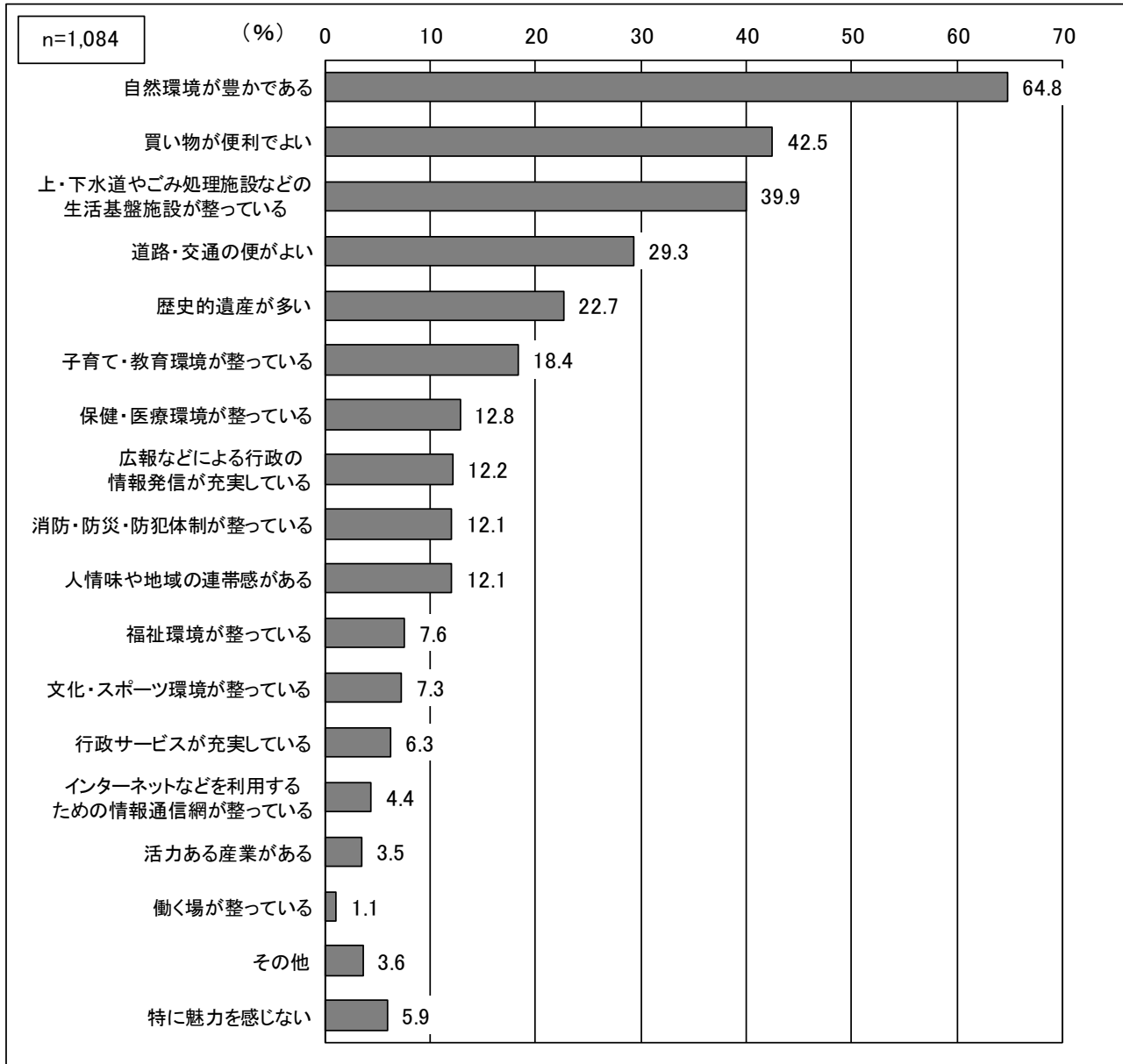
図表 まちへの愛着度



②まちの魅力

「自然環境が豊かである」が 64.8%で突出しており、以下、「買い物が便利でよい」の 42.5%、「上・下水道やごみ処理施設などの生活基盤施設が整っている」の 39.9%の順となっています。

図表 まちの魅力



③現在の満足度と今後の重要度の2軸分析

今回のアンケート調査では、第4次広陵町総合計画後期基本計画に掲げられた27施策を対象に、満足度・重要度の各々の段階に一定の重み（得点）を設定した上、その重みを考慮した平均値（加重平均値）を算出することで、満足度と重要度の水準を相対的に可視化しています。

具体的には、現在の満足度・今後の重要度の選択肢に3点、2点、1点、0点（現在の満足度）、-1点、-2、-3点という得点を設定します。例えば、今後の重要度の選択肢に回答した人数が w_1 、 w_2 、 w_3 、 w_4 、 w_5 であった場合、加重平均値は以下の式で算出できます。

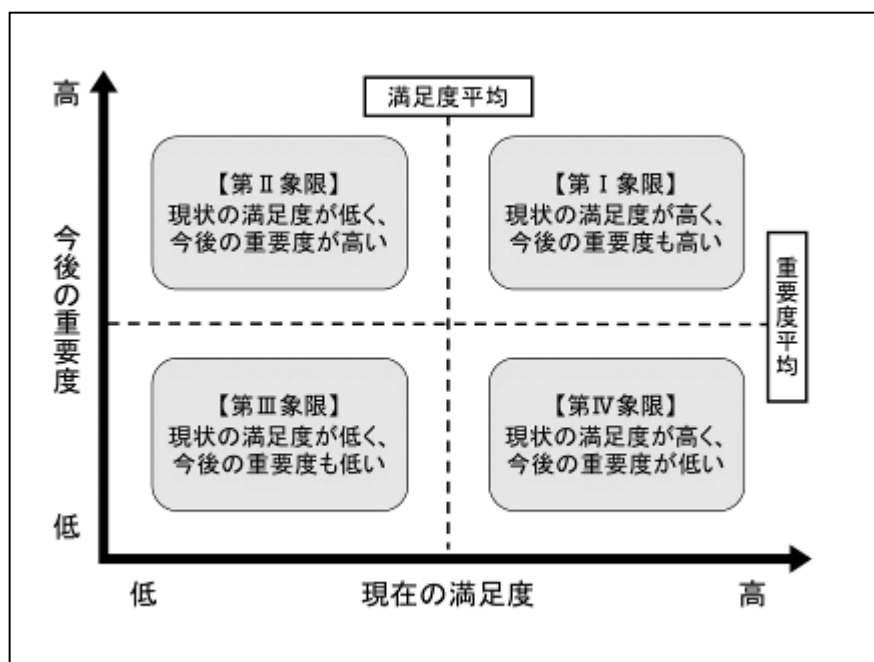
$$\text{加重平均値} = \frac{3 \text{点} \times w_1 + 2 \text{点} \times w_2 + 1 \text{点} \times w_3 + (-1 \text{点}) \times w_4 + (-2 \text{点}) \times w_5 + (-3 \text{点}) \times w_6}{w_1 + w_2 + w_3 + w_4 + w_5 + w_6}$$

図表 現在の満足度・今後の重要度に対する加重平均の得点

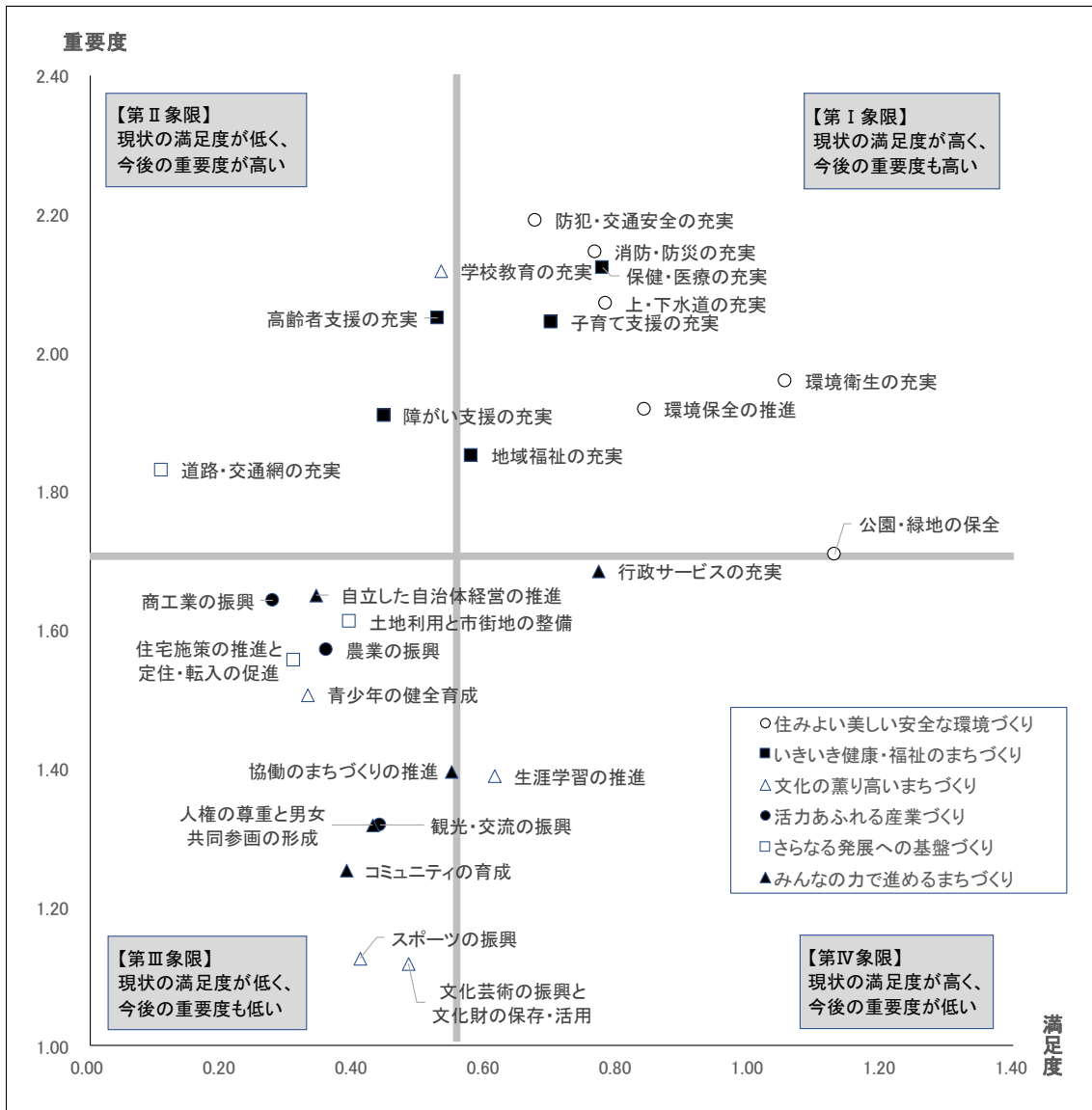
現在の満足度		今後の重要度	
回答の選択肢	加重平均の得点	回答の選択肢	加重平均の得点
非常に満足	3点	非常に重要	3点
満足	2点	重要である	2点
やや満足	1点	少し重要	1点
わからない	0点	あまり重要ではない	-1点
やや不満	-1点	重要ではない	-2点
不満	-2点	全く重要ではない	-3点
非常に不満	-3点		

今回のアンケート調査では、横軸に「現在の満足度」の加重平均値、縦軸に「今後の重要度」の加重平均値を配置した2軸分析によって、本町の施策に対する住民の意識を相対的に可視化しています

図表 「現在の満足度」と「今後の重要度」の2軸分析のイメージ



図表 「現在の満足度」と「今後の重要度」の2軸分析のまとめ



【第Ⅱ象限】満足度低・重要度高

- ・ 高齢者支援の充実
- ・ 障がい支援の充実
- ・ 学校教育の充実
- ・ 道路・交通網の充実

【第Ⅰ象限】満足度高・重要度高

- ・ 環境保全の推進
- ・ 環境衛生の充実
- ・ 上・下水道の充実
- ・ 公園・緑地の保全
- ・ 消防・防災の充実
- ・ 防犯・交通安全の充実
- ・ 保健・医療の充実
- ・ 子育て支援の充実
- ・ 地域福祉の充実

【第Ⅲ象限】満足度低・重要度低

- ・ スポーツの振興
- ・ 文化芸術の振興と文化財の保存・活用
- ・ 青少年の健全育成
- ・ 農業の振興
- ・ 商工業の振興
- ・ 観光・交流の振興
- ・ 土地利用と市街地の整備
- ・ 住宅施策の推進と定住・転入の促進
- ・ 人権の尊重と男女共同参画の形成
- ・ コミュニティの育成
- ・ 協働のまちづくりの推進
- ・ 自立した自治体経営の推進

【第Ⅳ象限】満足度高・重要度低

- ・ 生涯学習の推進
- ・ 行政サービスの充実

<第Ⅰ象限：現在の満足度が高く、今後の重要度も高い施策>

「消防・防災の充実」や「防犯・交通安全の充実」といった安全・安心に関する施策のほか、「保健・医療の充実」、「子育て支援の充実」などが分布しています。

不満の理由について、「消防・防災の充実」では「避難所の運営体制が不安」、「防犯・交通安全の充実」では「防犯カメラの設置など犯罪防止のための取組みが不十分」が最も多く回答されています。

「保健・医療の充実」では「休日・夜間の医療体制が不十分」、「子育て支援の充実」では「子育て支援施設が数や規模が不十分」が最も多く回答されています。

<第Ⅱ象限：現在の満足度が低く、今後の重要度が高い施策>

「高齢者支援の充実」、「障がい者支援の充実」、「学校教育の充実」、「道路・交通網の充実」が分布しています。

不満の理由について、「高齢者支援の充実」では「介護サービスに関する情報提供が不十分」、「障がい者支援の充実」では「障がいのある方が自立した生活を送るための支援体制が不十分」が最も多く回答されています。

「学校教育の充実」では「学力向上のための取組みが不十分」、「道路・交通網の充実」では「「広陵元気号」が利用しにくい」が最も多く回答されています。

<第Ⅲ象限：現在の満足度が低く、今後の重要度も低い施策>

「農業の振興」や「商工業の振興」、「観光・交流の振興」といった地域経済に関する施策や、「スポーツの振興」、「文化芸術の振興と文化財の保存・活用」などが分布しています。

不満の理由について、「農業の振興」では「担い手育成への支援が不十分」、「商工業の振興」では「入ってみたいくなるような店舗が少ない」、「観光・交流の振興」では「魅力ある祭り・イベントが少ない」が最も多く回答されています。

「スポーツの振興」では「設備が不十分」、「文化芸術の振興と文化財の保存・活用」では「参加したい文化芸術活動や鑑賞の機会が少ない」が最も多く回答されています。

<第Ⅳ象限：現在の満足度が高く、今後の重要度が低い施策>

「生涯学習の推進」、「行政サービスの充実」が分布しています。

不満の理由について、「生涯学習の推進」では「参加したい講座・教室がないなど学習機会の場が少ない」、「行政サービスの充実」では「必要な手続きを取り扱う窓口がわかりにくい」が最も多く回答されています。

5 今後のまちづくりにおける主要課題

本町を取り巻く今後の社会経済動向や町独自の強み・弱みなどの特徴を十分に踏まえながら、人口減少・超高齢社会の進行によるマイナスの影響を最小限に食い止め、活力とにぎわいに満ちあふれたまちとして持続的な発展を遂げ、次世代に誇りと自信を持って継承することができる、未来への希望に満ちた広陵町の確立に向け、まちづくりの主要課題を次のとおり設定します。

【主要課題1】ゆとりと潤いに満ちた良好な居住環境の保全・創出

誰もが広陵らしいゆとりと潤いに満ちあふれた生活の豊かさを実感できるよう、多くの住民から高い評価を得ている豊かな自然環境を大切に守り活かすとともに、地球温暖化対策や限りある資源・エネルギーの有効活用、廃棄物の少ないまちづくりなどを積極的に推進する必要があります。

【主要課題2】将来にわたって住み続けられる価値の高いまちづくり

将来にわたって適度な人口密度が保たれた良質な居住環境の維持・向上を図るため、各地区の特性に応じた適正な土地利用の誘導、上・下水道や道路など既存のインフラ施設の計画的な更新、地域公共交通の利便性の向上など、住民の日常生活を支える各種基盤施設の整備を総合的に推進する必要があります。

【主要課題3】次世代のまちづくりを担う子どもたちへの支援の充実

より多くの人たちが次世代のまちづくりを担う子どもたちを安心して産み育て、本町で子育てをする幸せを深く実感するとともに、子どもたちが将来に向かって心身ともに健康でたくましく成長を遂げることができるよう、妊娠・出産から子育て期に至るまで切れ目のない支援の充実に取り組むとともに、学校教育の質向上を図る必要があります。

【主要課題4】誰もがいつまでも安全・安心で自分らしく暮らせる環境の充実

乳幼児から高齢者に至るまで、誰もが住み慣れた地域の中でいつまでも安全・安心で自分らしく心豊かに暮らし続けることができるよう、ハード・ソフトの両面から防災・防犯対策を推進するとともに、住民の自発的な健康づくりに対する支援や保健・医療及び各種福祉サービスの提供体制の充実を図る必要があります。

【主要課題5】誰もが生涯にわたって人とつながり、いきいきと暮らせる環境の充実

誰もが生涯にわたって人とつながり、生きがいを持ち続け、いきいきと豊かな人生を送ることができるよう、生涯学習・スポーツ活動や地域固有の歴史・文化に親しめる機会の充実を図るとともに、住民がお互いの人権を尊重し、支え合い・助け合える地域づくりを推進する必要があります。

【主要課題6】より多くの人・モノ・お金を引き込める求心力の向上

町内外からより多くの人・モノ・お金を町内へと引き込み、地域経済の活力の増進を図るため、雇用の場としても財源確保の機会としても重要な地域産業の振興に努めるとともに、ターゲットを明確に絞り込んだ高い実効力を伴ったプロモーション戦略を積極的に展

開する必要があります。

【主要課題7】持続可能なまちづくりを支える強固な自治体経営の確立

住民満足度の高い行政サービスの提供とまちづくりの費用対効果の最大化を同時に実現できるよう、より幅広い分野において地域社会を構成する多様な主体との連携・協働に根ざしたまちづくりを推進するとともに、財源・職員・施設等の限りある行政の経営資源を従来にも増して無駄なく最適に配分するための仕組みの強化を図る必要があります。

第3章 基本構想

1 まちの将来像

本町は、これまで住民からも高い評価を得ている豊かな自然環境や貴重な歴史的文化的遺産と共生したゆとりと潤いに満ちた居住環境、大阪市に近接する恵まれた交通立地条件等を活かし、町全体が活気に満ちあふれ、町内外の多くの人たちから「住み続けたい」、「住んでみたい」、「また訪れてみたい」と強く支持されるまちの実現を目的とした施策を多面的かつ積極的に推進し、今日に至っています。

一方、近年、我が国全体がかつて経験したことのない人口減少・超高齢社会へと移行が進む中、本町でも高齢化の進展等を背景とした死亡者数の増加によって、自然減（死亡者数－出生者数）が拡大傾向で推移するとともに、これまで町全体の堅調な人口増を支えてきた真美ヶ丘地域において人口が減少傾向に転じるなど、近い将来、人口が長期にわたる減少局面へと移行し、その減少幅は年を経るごとに拡大していくと予測されています。

言うまでもなく、人口は地域の経済社会に活力を生み出す源泉です。今後、本町でも不可避と考えられる人口減少・超高齢社会の到来によるマイナスの影響を最小限に食い止め、活力がみなぎるまちとして、将来にわたって持続的な発展を遂げるためには、近い将来、予測されている人口が本格的な減少局面に転じる時期を出来得る限り先送りし、たとえ減少に転じた場合であっても、そのスピードを出来得る限り緩和することが極めて重要な政策課題となっています。

このような課題認識のもと、第5次総合計画では、本町に住み・働き・学ぶ人たちの総力を結集しながら、先人たちがこれまで築いてきた地域の魅力や可能性を極限まで引き出すとともに、ゆとりと潤いあふれる良質な生活空間をさらに磨き上げることで、将来にわたって町内外の多くの人々を魅了し続け、住み続ける価値が高く、次世代を担う子どもたちにも強い誇りと自信を持って継承できる未来への希望に満ちたまちとして、持続的な発展を成し遂げることができるよう、町全体として実現を目指すまちの将来像を次のとおり掲げます。

町全体として実現を目指すまちの将来像

それぞれの基本目標と理念をもとに現在検討中

(後日追記)

第5次総合計画では、まちづくりの主体である町民、町議会、町長等が連携してまちづくりを担い進めていく際の基本ルールとなる広陵町自治基本条例に掲げた4つの基本理念を、「まちの将来像」の実現に向けてすべての政策・施策等の根底に共通するまちづくりの基本的な考え方（理念）として掲げることとします。

まちづくりの基本理念

- (1) 町民一人一人の基本的な人権が守られ、多様性を認め合いながら、子どもから高齢者まで、性別、国籍、民族、障がいの有無その他の属性にかかわらず、安全かつ安心して暮らすことができるまちをつくること。
- (2) 町民、町議会、町長等が、また国及び県と町が、対等な立場でそれぞれの役割を担いながら連携し、協働して、公正で自立した町政を行うまちをつくること。
- (3) 町民及び町は、まちの歴史や自然を大切にし、環境との共生を図るため、次世代に引き継ぐことができるまちをつくること。
- (4) 町民が情報を共有し、町内外の交流を図りながら、人と人とのつながりを大切に、自発的に助け合い、支え合うまちをつくること。

<それぞれの基本理念の趣旨>

- (1) 個性や多様性を認め合い、年齢や性別、障がいのあるなしなどの属性に関わりなく、安全かつ安心して暮らせることは人権そのものであり、まちづくりの基本です。自治基本条例の最大の目標として、一人ひとりの人権が守られることで社会が形成されることだと考え、基本理念の筆頭に置いています。
- (2) 広陵町を構成する主体である町民、町議会、町長等が、役割と責務を自覚しつつ、それらが連携し、協働してまちづくりに取り組む必要があります。その結果、多くの町民の参加のもとで、公正で開かれた町民主体の町政を行うことを表現しています。
- (3) 広陵町に古くから引き継がれてきた歴史、文化、自然をはじめとした環境を誇りに思い、そして、それらを次世代に引き継いでいくことを表現しています。
- (4) 町民同士の交流を深め、普段から助け合い、支え合うまちをつくと同時に、外からの人を気持ちよく受け入れる姿勢を持つ、ということです。

「まちの将来像」の実現に向けて、本町のまちづくりの骨格をなす主たる行政分野ごとに、今後どのようなまちづくりを目指すのかを「まちづくりの基本目標（政策）」として、次のとおり掲げます。

【目標1】自然と人が調和したまち

＜公園・緑地＞

町外からの来訪者を含めた多くの人たちが気軽に緑や水辺にふれあうことで、豊かな心の醸成にも結びつくよう、県の景観保全地区¹⁹にも指定されている馬見丘陵をはじめとする、本町を象徴する良好な自然環境の保全・活用に努めるとともに、町全体で緑の充実と質の向上、地域住民の暮らしに身近な公園・緑地の適切な維持管理を推進します。

＜環境保全＞

住民が地域で快適に暮らすことができる良好な生活環境を保全するため、道路・河川等の公共空間におけるごみの不法投棄及び公害の防止対策を推進します。また、脱炭素社会や地域のエネルギーは地域でつくる自立・分散型のエネルギー社会の実現に向けて、行政が先導役を果たしながら、住民、事業者をはじめとする多様な主体との連携・協働に根ざした取組みを推進します。

＜環境衛生＞

将来にわたってごみを安定的に処理することができるよう、ごみ処理の広域化を計画的に推進するとともに、持続可能な循環型社会²⁰の形成に向け、地域ぐるみによるごみの減量・再資源化の取組みを推進します。また、墓地の承継や無縁化などの問題に対応しながら、町営墓地・斎場の適正な管理運営に取り組みます。

【目標2】生活基盤が充実したまち

＜市街地整備・土地利用・景観＞

将来にわたって地域社会の活力を維持するとともに、医療・福祉・商業等の生活機能の安定的な確保にも結びつくよう、人口密度が適度に維持された持続可能でコンパクトな市街地の形成、市街化区域における空き地・空き家・空き店舗等の低未利用地の解消に取り組みます。また、馬見丘陵の緑豊かな景観や由緒ある神社仏閣など、町固有の自然的及び歴史的な景観資源を適切に保全します。

¹⁹ 森林、草生地、山岳、高原、丘陵、古墳、溪谷、池沼、河川等により形成される県の代表的な自然景観を維持するために必要な地区。

²⁰ 廃棄物等の発生を抑制し（ごみをなるべく出さず）、廃棄物等のうち有益なものは資源として活用し（ごみをできるだけ資源として使い）、適正な廃棄物の処理（使えないごみはきちんと処分）を行うことで、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り減らす社会のこと。

<住宅>

空き家の適正管理を行い、民間事業者との連携を図るとともに、既存の町営住宅については、広陵町町営住宅長寿命化計画の土地利用の基本的な考え方のもと、住環境を整えます。

<上・下水道>

将来にわたって良質な水道水の安定供給と下水道機能の維持を図るため、今後の人口動向など各地区の状況を十分に踏まえながら、老朽化した水道管や下水道施設の更新を計画的に推進するとともに、水道事業及び下水道事業の経営の健全化を図ります。

<道路・公共交通>

機能的な都市活動を確保するための重要な基盤施設として、都市計画道路の整備を計画的に推進します。地域住民にとって身近な生活道路である町道は、各地区の特性に応じた道路空間の整備や既存路線の老朽化対策を推進します。また、より多くの住民にとって利用しやすい移動手段として、公共交通等の利便性の向上及び利用の促進に取り組みます。

【目標3】次世代を担う子どもが輝けるまち

<子育て支援>

多様化する子育て支援ニーズや母子保健ニーズに対応し、親たちが地域の中でより安心して出産や子育てに取り組むことができるよう、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の充実を図ります。また、障がいのある子どもや虐待のおそれのある子ども、貧困の状況にある子どもなど、特別な配慮を必要とする子どもたちに対するきめ細かな支援に取り組めます。

<青少年育成>

世帯の小規模化や地域のつながりの希薄化など、子どもたちを取り巻く社会環境の変化に対応しながら、子どもたちが地域社会の中で心身ともに健やかな成長を遂げられるよう、地域全体で子どもの非行防止と健全育成を支える活動を推進します。

<学校教育>

児童・生徒がこれからの時代に求められる資質・能力を着実に身につけ、たくましく未来を切り拓いていけるよう、ハード・ソフトの両面から、確かな学力、豊かな人間性、たくましい心身からなる「生きる力」を育むための教育活動の充実を図ります。また、安全で快適な教育環境の維持・確保を図るため、各学校区における将来的な児童・生徒数の動向を適切に見極めながら、既存の学校施設の改修・修繕や設備機器の更新を推進します。

【目標4】誰もが安全・安心して暮らせる充実したまち

＜消防・防災＞

いつどこで起きるか分からない災害時の被害を最小限に食い止められるよう、行政の災害対応力の強化や災害に強い都市基盤の整備を推進するとともに、住民が地域の災害リスクを正しく理解し、事前の備えや発災時には隣近所で助け合うなど、「自助」「共助」に根ざした地域防災活動の充実を図ります。

＜防犯・消費者対策・交通安全＞

特殊詐欺²¹をはじめとする地域住民の身近な場で発生する犯罪を未然に防止するため、住民一人ひとりの常日頃からの防犯意識を高めるとともに、防犯カメラの設置や巡回パトロールなどを通じ、地域ぐるみによる防犯体制を強化します。

消費者トラブルを未然に防止し、住民一人ひとりが自主的かつ合理的な消費行動をとることができるよう、相談支援体制の充実を図ります。

子どもから高齢者まで、それぞれのライフステージに応じた体系的な交通安全教育を推進するとともに、カーブミラーや道路標識等の交通安全施設の新設・補修など、ハード面の安全対策の充実も図ります。

＜保健・医療＞

「自分の健康は自分で守る」ことを基本に、住民が常日頃から健康の大切さを認識し、自らの心と体の健康づくりに責任を持って取り組むことができるよう、住民の自主的・自発的な健康づくり活動を支援するとともに、疾病の予防・早期発見・早期治療につなげるため、各種健康診査や保健指導の充実を図ります。

今般の新型コロナウイルスの感染拡大を教訓に、関係機関との連携のもと、感染症の感染拡大を防止するための対策に取り組みます。

子どもから高齢者まで、住民一人ひとりが安心して必要な時に必要な医療を受けられるよう、良質かつ適切な医療を効率的に提供するための地域医療体制の充実を図ります。

＜高齢者支援＞

高齢者が住み慣れた地域の中で、自分らしい暮らしを最後まで続けることができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び生活支援等に係る各種サービスを包括的に提供するための体制である「地域包括ケアシステム」の構築を推進するとともに、介護保険サービスの提供体制の充実を図ります。

＜障がい者支援＞

障がいのある方が地域社会の一員として、自立した生活を送り続けることができるよう、障がいの特性やライフステージに応じたきめ細かな福祉サービスの提供や社会参加の機会の拡大を図ります。また、乳幼児期から就学時まで、障がいのある子どもがその発達段階に応じた保育・教育を安定的かつ継続的に受けられる体制づくりを推進します。

²¹ 面識のない不特定多数の者に対し、電話その他の通信手段を用いて、対面することなく被害者をだまし、不正に入手した架空又は他人名義の預貯金口座への振り込みなどの方法により、被害者に現金等を交付させたりする詐欺のこと。

＜地域福祉＞

ひきこもりの高齢化や孤立している人の増加など、今後さらに多様化・複雑化していくと見込まれる地域の生活課題にきめ細かく対応できるよう、地域における支え合い（共助）の領域の拡大や取組みの強化を図ります。また、今後の高齢化の進展に対応し、住民の安全で快適な生活空間の確保に資するよう、公共施設のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化を推進します。

＜社会保障＞

生活保護制度を適正に運用するとともに、生活保護の受給までには至っていないものの、経済的に困窮している方の個々の状況に応じた自立支援を推進します。

【目標5】地域のきずなを深め、表現豊かな力強いまち

＜生涯学習＞

これまで生涯学習活動への参加が少ない層を含め、住民がそのライフステージやライフスタイルに応じて主体的に学ぶことができるよう、多様な学習ニーズに応じた学びの機会及び情報の提供を推進します。また、住民が安全で快適な環境のもとで生涯学習に取り組めるよう、既存の学習施設の改修・修繕や設備機器の更新を計画的に推進します。

＜地域コミュニティ＞

より良い地域社会の実現に向け、一人でも多くの住民が主体的に地域の課題解決に取り組むことができるよう、自治会など地域で活動するコミュニティ団体等に対する支援の充実を図り、既存のコミュニティ施設については、広陵町公共施設等総合管理計画等の考えに基づき、維持・管理のあり方を検討します。

＜スポーツ＞

住民の健康増進や健康寿命の延伸にも結びつくよう、より多くの住民が健康づくりや体力の維持・向上、仲間づくりなど、それぞれの目的やライフスタイルに合わせて気軽にスポーツを楽しめる環境づくりを推進するとともに、既存のスポーツ施設の計画的な改修・修繕や設備機器の更新、より効率的で効果的な維持管理・運営に取り組みます。

＜文化芸術・歴史＞

住民同士の連帯感を深め、地域コミュニティの活性化にも結びつくよう、地域住民が主体となった文化芸術活動の推進を担う文化芸術団体の育成や指導者の確保に取り組むとともに、世代を超えて誰もが気軽に文化芸術に触れ、楽しみ、発表できる機会の充実を図ります。

住民のまちに対する歴史や伝統文化への理解を深め、“ふるさと広陵”に対する強い誇りと愛着の醸成にも結びつくよう、先人たちから大切に受け継がれてきた有形無形の歴史文化遺産の保全・活用を推進します。

＜人権・非核平和・男女共同参画・多文化共生＞

住民一人ひとりがお互いの生き方を尊重し、誰もが誇りと安らかな心を持って暮らし続けることができるよう、様々な機会を活用しながら、住民の人権意識の高揚を図るための啓発活動を推進するとともに、様々な人権問題に関する相談支援体制の充実を図ります。

次世代を担う子どもたちが戦争の悲惨さや核兵器の恐ろしさ、平和の尊さを学ぶことができる機会を提供します。

すべての人々が性別によらず、家庭や職場、地域社会等のあらゆる場面において、その個性と能力を発揮して活躍できる社会の実現に向け、固定的な性別役割分担意識の解消やワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の普及促進に取り組みます。

国籍や文化の違いを超え、住民同士がお互いの国の文化や習慣を理解し合えるよう、国際理解・交流に関する情報提供や住民相互の交流の機会を確保します。また、外国人住民への多言語による行政情報の提供や、生活上の問題等への相談に対応するための支援体制の整備に取り組みます。

【目標6】地域が活性化するまち

＜農業＞

食料その他の農産物の供給、住民が身近に自然とふれあえる機会の提供、ゆとりと潤いのある緑地空間の創出など、農業・農地の有する多面的機能が将来にわたって適切に維持・発揮されるよう、農業生産基盤の充実や意欲ある担い手の育成・確保、地場産農産物の生産及び消費の拡大など、足腰の強い産地づくりを推進します。

＜地域経済＞

既存の中小企業・小規模事業者のニーズの把握に努めながら、既存企業の技術の高度化や経営基盤の強化・安定化、地場産業の振興及び新たな産業の育成に向けた取組みに対する支援の充実を図ります。併せて、町外から本町に適した優良企業の誘致に取り組むとともに、町内で新たに起業・創業しやすい環境づくりを推進します。

＜観光・交流＞

本町ならではの優れた地域資源の発掘・活用による観光振興を推進するとともに、その魅力や特長を町内外に向けて効果的に情報発信します。また、町外の人たちとの交流を通じて、相互に地域の良さや魅力を理解し合うとともに、町外からより多くの人や消費を町内へと引き込み、地域経済の活性化に結びつけます。

限りある財源や人的資源の中で、基本構想の実現を支える将来にわたって持続可能な行財政運営を推進するための基本的な取組方針を以下のとおり定めます。

（１）不断の行財政改革の推進

町全体から見た費用対効果を十分に勘案しながら、財源・職員・施設等の限りある行政の経営資源のより一層効果的・効率的な活用を徹底するとともに、不断の取組みとして行財政改革を推進し、次世代に負担を先送りしない、より強靱な自治体経営基盤の確立を図ります。

（２）質の高い行政サービスの効率的・効果的な提供

社会経済環境の変化に的確に対応しながら、より質の高い行政サービスを安定的に供給するため、様々な行政分野において前例にとらわれることなく、最先端のICTを活用した行政手続きのデジタル化や他自治体・大学などまちづくりに関わる多様な主体との連携・協力を根ざした取組を積極的に推進します。

（３）健全な財政運営の推進

将来にわたって健全な財政運営を推進するため、税収入等の安定確保に努めるとともに、行財政改革の取組を毎年度の予算編成に反映させ、人件費や物件費など行政の内部管理経費を中心とする経常的な経費を適切に抑制し、財政構造の弾力性を確保します。

（４）時代の変化に即応した組織体制及び人材の確保

今後ますます高度化し、増大が見込まれる行政需要に対し、的確に対応できるよう、適正な定員管理及び適材適所の人員配置を推進するとともに、各部署の業務量や業務内容を踏まえ、より効果的・効率的に事業を実施するための組織づくりを柔軟かつ継続的に推進します。